

起案時 持込禁止

検 察

終局処分起案の考え方 (平成28年版)

司法研修所検察教官室

【目次】

第1章 総論

- 第1 終局処分の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 第2 終局処分における検察官の基本的な考え方
 - 1 検討すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
 - 2 検討の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2頁

第2章 司法研修所における検察終局処分起案

- 第1 検察終局処分起案で論述すべき事項及びその順序
 - 1 犯人性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁
 - 2 犯罪の成否等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁
 - 3 情状関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5頁
- 第2 終局処分の記述に関する留意事項
 - 1 公訴事実の記述に関する留意事項・・・・・・・・ 6頁
 - 2 罪名及び罰条の記述に関する留意事項・・・・ 7頁
 - 3 求刑意見の記述に関する留意事項・・・・・・ 7頁
 - 4 不起訴処分をする際の記述に関する留意事項・・ 8頁
- 第3 犯人性の論述に関する留意事項
 - 1 犯人性検討の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8頁
 - 2 犯人性の検討に関して論述すべき事項及びその順序・・・・ 9頁
 - (1) 論述順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9頁
 - (2) 間接事実として論述すべき事項・・・・・・・・ 10頁
 - ア 認定した間接事実の概要・・・・・・・・ 10頁
 - イ 認定プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁
 - ウ 意味付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14頁
 - (3) 被疑者・共犯者供述以外の直接証拠の論述・・・・ 15頁
 - (4) 共犯者供述の論述・・・・・・・・・・・・・・・・ 16頁
 - (5) 被疑者供述の論述・・・・・・・・・・・・・・・・ 17頁
 - (6) 総合評価・立証方針等・・・・・・・・・・・・ 17頁
 - (7) 共犯事件の論述構成・・・・・・・・・・・・ 19頁
- 第4 犯罪の成否等（構成要件該当性，違法性，責任，訴訟条件，罪数，その他の犯罪の成否等）の論述
 - 1 訴因の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19頁
 - 2 犯罪の成否等の論述の基本方針・・・・・・・・ 19頁
 - 3 構成要件該当性の論述・・・・・・・・・・・・ 20頁
 - (1) 論述の順序，問題点の抽出・・・・・・・・ 20頁
 - (2) 構成要件・客観面・・・・・・・・・・・・ 20頁
 - (3) 構成要件・主観面・・・・・・・・・・・・ 22頁
 - (4) 共犯性（共同正犯について）・・・・・・ 23頁

4	違法性, 責任, 訴訟条件等	24 頁
5	罪数関係	25 頁
6	その他の犯罪の成否	25 頁
第5	情状関係の論述	
1	検討すべき事項	26 頁
2	情状の論述方法	26 頁
第6	記載例	
	【資料1 (単独犯の記載例)】	28 頁
	【資料2 (共犯の記載例)】	39 頁

第3章 検察実務修習における決裁とその資料について

第1	決裁制度の意義と心構え	43 頁
第2	実務における決裁資料の意義	
1	決裁資料作成の目的	43 頁
2	検察実務修習において決裁資料を作成する際の留意点	43 頁
第3	検察実務修習における決裁資料の記載事項	
1	事案の説明	44 頁
2	被疑者の身上等	45 頁
3	認否	45 頁
4	犯人性	46 頁
5	事実認定上又は法律適用上の問題点	48 頁
6	終局処分・求刑	50 頁
7	その他の記載事項	50 頁
第4	記載例	
	【資料1 (犯人性の直接証拠あり, 自白)】	52 頁
	【資料2 (犯人性の直接証拠なし, 自白)】	53 頁

第1章 総論

第1 終局処分の意義

「終局処分」とは、検察官が当該事件について必要な捜査を遂げた後に、公訴を提起するか否かを最終的に決める処分をいう。

検察官は、一部の例外を除いて公訴権を独占しており（起訴独占主義）、実務においては、的確な証拠に基づき有罪判決が得られる高度の見込みがある場合に限って起訴するという原則に厳格に従っている。検察官は、犯罪の成立を認定すべき証拠がないことが明白な場合、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分な場合に公訴を提起しないことはもちろんであるが、犯罪の証明が十分であると認めた場合であっても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重等により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる（起訴便宜主義）。

法は、このように検察官に終局処分に関する重大な権限を与えているが、もし、捜査における証拠の収集がずさんであったり、収集された証拠の評価に誤りがあれば、無実の者を処罰するおそれがあり、たとえば、その者が裁判において無罪になったとしても、審判の対象とすることによって多大な苦痛を与えることになる。また、本来処罰すべき真犯人を逃して処罰を免れさせることにもなってしまう。

したがって、検察官は、捜査を尽くして証拠の収集に努め、収集した証拠の信用性を十分に吟味・検討し、的確な事実認定、法的評価及び情状評価を行った上で、慎重にも慎重を重ねて、国民の常識にかなう適正妥当な終局処分を行わなければならない。

第2 終局処分における検察官の基本的な考え方

1 検討すべき事項

(1) 犯人性

審判の対象者、すなわち、検察官が公訴を提起すべき対象者は、当然のことながら「真犯人」でなければならない。検察官は、真犯人が処罰を免れることを許してはならず、他方、被疑者が真犯人でない場合には、速やかに刑事手続から解放しなければならない。

したがって、終局処分においては、証拠に基づいて認定した事実を基に、被疑者が真犯人か否かを慎重に見極めなければならない。被疑者が自白している場合であっても、その自白は真犯人や共犯者をかばうなどするための虚偽自白である可能性があるから、自白に基づいて安易に犯人性を認定するようなことがあってはならない。

(2) 犯罪の成否

検察官は、被疑者を真犯人と認定した上で、被疑者につき、いかなる犯罪が成立するかを判断する。検察官は、犯罪事実について挙証責任を負っており、被疑者や弁護人が争っているかどうかにかかわらず、原則として構成要件の全ての要素、その他の犯罪成立要

件、訴訟条件等を満たしているかどうかを、証拠に基づいて、慎重に判断しなければならない。

(3) 情状関係

被疑者につき、公訴を提起する場合又は起訴を猶予する場合には、犯罪事実固有の事情、一般予防や特別予防の点から考慮すべき事情などを総合考慮し、被疑者の犯した犯罪行為にふさわしい刑事責任を考えなければならない。

検察が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現であるから、被疑者に不利な情状のみならず、有利な情状についても十分考慮することが必要である。

2 検討の視点

(1) 客観証拠の重視

供述証拠は、知覚、記憶及び表現の各段階に誤りが入り込む危険があるが、客観証拠（例えば、指掌紋、足跡、血痕等）は、過去の事実の明確な痕跡として存在しており、前記各段階に誤りが入り込む余地は少ない。

したがって、検察官としては、客観証拠を事実認定の証拠構造の基礎に据えるべきである。

もっとも、客観証拠は、それ自体が過去の出来事について直接語ってくれるものではなく、当該客観証拠からどのような事実が認定でき、そこからどのようなことが推認できるかについては、供述証拠を含む他の証拠を踏まえて慎重に判断する必要がある（犯行現場から被疑者の足跡が発見されても、それだけでは、被疑者が、いつ、どのようにして犯行現場に立ち入ったかは必ずしも明らかではない）。したがって、客観証拠であるからといって、これを過信してはならず、当該客観証拠の射程を見極め、適切に評価することが重要である。

(2) 供述証拠の信用性の吟味

供述証拠は、犯行目撃者の供述や被疑者の自白など、その体験内容が真実である場合には、強い証明力を有するが、一方で、前記のとおり、誤りが入り込む危険性やそもそも虚偽である可能性があり、その信用性については、他の証拠との整合性、供述内容、供述過程、供述人の立場等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。

供述証拠のうちでも、共犯者供述には、自己の責任を軽くしようとして他の者を共犯者として引き入れたり、真犯人をかぼうなどするおそれが、被疑者供述には、自己の責任を矮小化したり、真犯人をかぼうなどするおそれが、それぞれあることから、まずは、共犯者・被疑者供述以外の供述証拠の信用性を検討し、その上で、共犯者・被疑者供述につき、他の証拠との整合性なども踏まえて、その

信用性を判断すべきである。

なお、供述証拠の信用性を判断する場合、一人の者の供述の一部について、その信用性に疑問を抱かせる事情がある場合には、自己の認定に沿う他の供述部分のみを捉えて安易に信用性を肯定してはならない。その者の供述の一部の信用性への疑問が全体としての供述の信用性を疑わせるものではないか、供述全体の信用性を否定するには至らないとする合理的理由があるかどうかを慎重に判断すべきであって、いわゆる「いいとこ取り」の認定とならないよう留意すべきである。

(3) 消極証拠の慎重な検討

消極証拠とは、犯人性や犯罪の成立を否定する方向を指し示す証拠であり、典型はアリバイである。

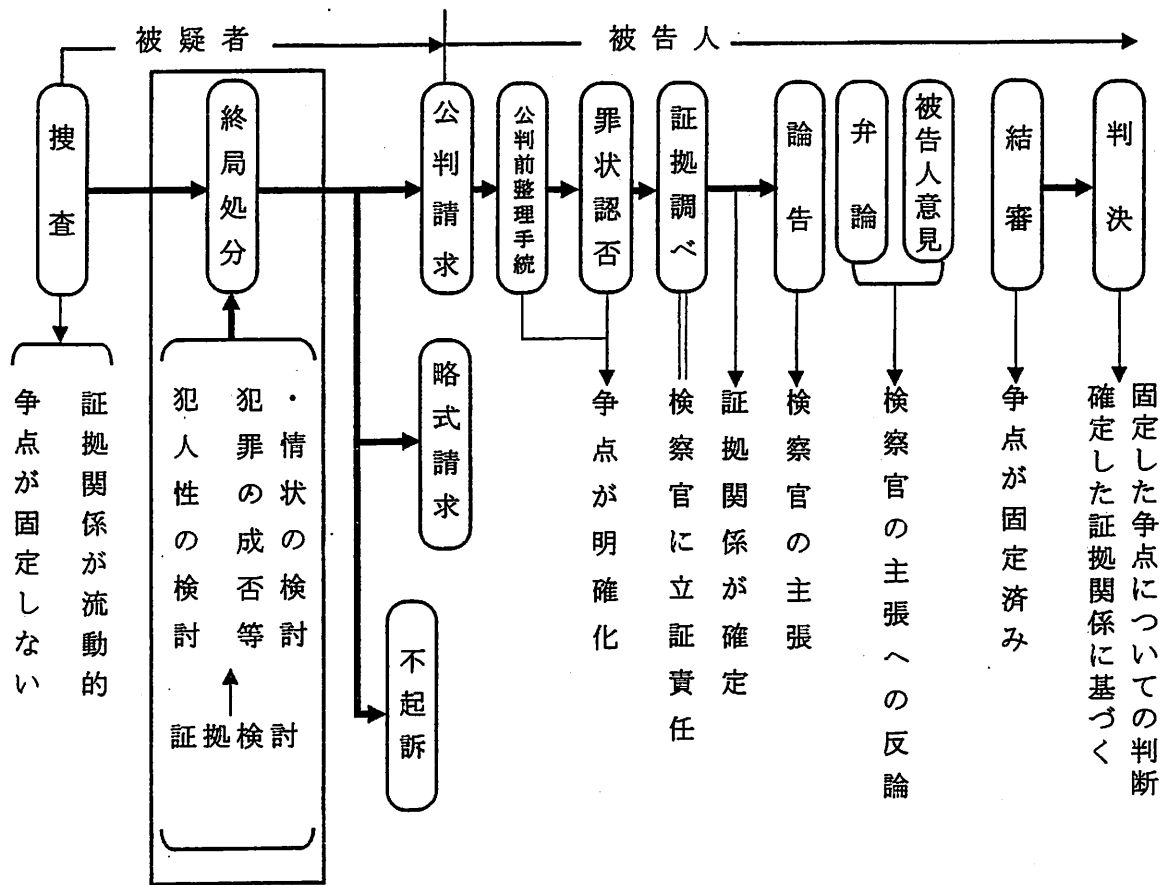
犯人性や犯罪の成立を肯定する方向を指し示す積極証拠が存在するからといって、消極証拠を自己の認定を阻害するものとして無視又は軽視するようなことがあってはならない。

消極証拠が存在する場合には、当該証拠が真実を示しているものかどうか、仮に真実を示す場合には、それが被疑者の犯人性や犯罪の成立についての事実認定を阻害するものでないかどうかを、他の証拠に照らして慎重に検討することが必要である。

(4) 事案の全体像の把握

事実認定を行うに当たっては、個々の証拠の証明力の分析だけでは十分でない。証拠から判明した事実を単に平面的、時系列的に並べるのではなく、全体の証拠の中で、個々の証拠がどのような証明力を持つのか、個々の証拠を総合的に評価すればどのような事実が認定できるかなどを検討し、当該事案の全体像を把握しておくことが重要である。

【参考】 < 検察官から見た刑事手続 >



第2章 司法研修所における検察終局処分起案

第1 検察終局処分起案で論述すべき事項及びその順序

検察終局処分起案では、検察修習記録に基づき、送致された被疑者につき起訴又は不起訴の終局処分を決定する。起訴を相当と認めるときは、起訴状に記載すべき公訴事実並びに罪名及び罰条を記述し、次に求刑意見を記述する。これに対し、不起訴を相当と認めるときは、不起訴裁定書に記載すべき事実、罪名及び裁定主文を記述する。

いずれの場合でも、決定した処分につき、その決定に至る思考過程を論述することになるが¹、その際に論述すべき事項及びその順序は、基本的に以下のとおりとする²。

1 犯人性（共犯事件では、被疑者ごとに検討）

- (1) 間接事実（被疑者の犯人性を直接証明することはできないが、これを推認させる事実）
- (2) 被疑者・共犯者の供述を除く直接証拠（被疑者の犯人性を直接証明することができる証拠）
- (3) 犯人性に関する共犯者供述
- (4) 犯人性に関する被疑者供述

2 犯罪の成否等

- (1) 構成要件該当性
 - ア 客観面（共犯事件では、全被疑者に共通のものとして検討）
 - イ 主観面（共犯事件では、被疑者ごとに検討）
 - ウ 共犯性（共犯事件についてのみ。全被疑者に共通のものとして検討）
- (2) 違法性、責任、訴訟条件
- (3) 罪数関係
- (4) その他の犯罪の成否

3 情状関係

- (1) 被疑者に不利な事情
- (2) 被疑者に有利な事情
（共犯事件では、被疑者に共通する事情と被疑者ごとの個別の事情に分けた上、それぞれの中で不利な事情と有利な事情を区別して検

¹ 決定した終局処分の内容と、思考過程の論述内容との間に整合性が求められるのは当然である（例えば、詐欺罪において公訴事実を示した欺罔内容と、「犯罪の成否」の構成要件・客観面で認定した欺罔内容とが相違することは許されない。これでは思考過程を示したことにはならないからである）。

² 起案の出題形式としては、大きく①上記本文1～3の全ての論述を求めるもの、②上記本文1～3のいずれかの論述は求めないとするものの二種があり得る。これらに加え、刑事手続に関する問題等が小問として出題されることもある。いずれにせよ、起案の出題内容は、起案実施時に配布される「起案要領」に示される。本書の記載と起案要領の記載との間に齟齬がある場合には、起案要領の記載が優先される。

討)

第2 終局処分の記述に関する留意事項

1 公訴事実の記述に関する留意事項

公訴事実の記述については、検察講義案（平成27年版）の該当部分³を参照するほか、以下の点に留意されたい。重要なのは、犯罪構成要件に該当する具体的事実を、訴因特定の見地から過不足なく示すことである。

(1) 犯罪の日時

できる限り特定して記述することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと「頃」を付記する。証拠関係によっては、「〇年〇月〇日頃」「〇年〇月上旬頃」「〇年〇月頃」などと記載する場合もある。「〇年〇月〇日から同月〇日頃までの間」などと、始期と終期を示して特定する場合もある。

(2) 犯罪の場所

路上のように地番まで付されていない場所については、直近の地番を用い、「〇〇番地付近路上」「〇〇番地先交差点」などと表示する。

都道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略するのが通例である。

(3) 犯罪の客体

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味を持つ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体に対する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が一定の意味を持つ場合には、被害者の年齢を記載する。この場合、被害者の氏名に続けて括弧書きで記載するが、被害者が生存しているか、死亡しているかを問わず、「（当時〇〇歳）」として被害当時の年齢を記載することとする。

窃盗罪、強盗罪等、被害金品の占有の所在が意味を持つ場合には、所有権の有無に応じ「所有」又は「管理」を区別して用いる。また、財産犯の被害金品については、現金、有価証券類、その他の物品を区別し、現金以外の物品については、点数及び時価等の合計額を明示する。

(4) 犯罪の手段、方法

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は起訴状一本主義の要請から記載すべきでない。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、

³ 検察講義案（平成27年版）第3章第2節第1、1（2）「公訴事実」（77頁以下）、同第2、2（2）ク「事実及び理由」（105頁以下）及び同付録第4「起訴状等の記載例」（234頁以下）。

押収関係書類により確認する。

(5) 犯罪の行為、結果等

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。なお、「もって」は公訴事実の最後で法的評価を示す際に用いる。

傷害の結果に関し、傷病名が多数ある場合には、主たる傷病名を記載し、その他の傷病名の記載を省略して、末尾に「等」を付記するのが一般的である。

「加療」「全治」等のいずれで表記するかは、診断書等の表記に従うのを原則とする。なお、受傷日と診断書作成日が異なり、期間の起算日が診断書作成日からとなっている場合には、受傷日からの期間を算出する。

(6) 動機

検察終局処分起案では、動機は原則として記載不要である。

(7) その他

併合罪関係にある複数の事実は、各事実ごとに「第1・・・」「第2・・・」と分けて記載する。

2 罪名及び罰条の記述に関する留意事項

罪名及び罰条の記述については、検察講義案（平成27年版）の該当部分⁴を参照されたい。なお、終局処分起案では、法令の改廃の有無にかかわらず、現行法令を適用することになっているので、事件当時の法令の適用の有無を考慮する必要はない。

3 求刑意見の記述に関する留意事項

求刑意見は、公訴事実や罪名及び罰条の次に記述する。公訴を提起する犯罪の法定刑、加重減輕事由による処断刑に留意した上、公益の代表者として、被疑者に有利な情状も考慮し、適正妥当な刑罰を決定する。

主刑については、刑種、刑期、金額を明示して記述する。

付加刑のうち、没収又は追徴については、刑法19条、20条、197条の5その他の規定の要件（没収につき所有関係も含む。）を確認してその該当性を検討する⁵。その上で、没収の必要ありと認める場合には、対象物を品名・数量⁶で特定し、追徴の場合はその価額を明示する。没収又は追徴を求刑するときは、その要件該当事由⁷を括弧書き

⁴ 検察講義案（平成27年版）第3章第2節第1、1(3)「罪名及び罰条」（83頁以下）。なお、罪名は、原則として、検察講義案（平成27年版）付録第3「罪名表」（227頁以下）に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

⁵ 犯罪被害財産については、没収・追徴しないのが原則である。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律13条2項、15条1項本文、16条1項ただし書参照。

⁶ 特定のため必要な場合を除いては、領置番号（符号）は記載しない。

⁷ 組成物件、供用物件、生成物件、取得物件（犯罪収益等）、報酬物件、賄賂等の別。没収につき所有関係を含む。主刑及び付加刑の記載例としては、以下のものが想定される。「懲役10年、果物ナ

で付記すべきである。

共犯事件では、被疑者ごとに求刑意見を分けて記述する。その他求刑については、検察講義案（平成27年版）の該当部分⁸を参照されたい。

4 不起訴処分をする際の記述に関する留意事項

送致事実につき、公訴を提起しない処分をする際は、不起訴裁定書に記載すべき事実、罪名及び裁定主文を記述する⁹。なお、不起訴裁定書に記載すべき事実の記述要領については、前記第2の1を参照されたい。

不起訴裁定書の主な裁定主文は、以下のとおりである¹⁰。

(1) 起訴猶予

被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分をいう。

(2) 嫌疑不十分

被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときにする処分をいう。

(3) 嫌疑なし

被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なときにする処分をいう。

(4) 罪とならず

被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なときにする処分をいう。

(5) 親告罪の告訴の欠如・無効・取消し

親告罪について、告訴がなかったとき、無効であったとき、又は取り消されたときにする処分をいう。

第3 犯人性の論述に関する留意事項

1 犯人性検討の意義

犯人性とは、「被疑者が当該事件の犯人か否か」の問題である。

「事件と被疑者との結び付き」「犯人と被疑者との同一性」とも言わ

イフ1丁没収（犯行供用物件、甲野一郎所有）」

⁸ 検察講義案（平成27年版）第4章第8節第2、4「求刑」（167頁以下）。

⁹ 送致された被疑者につき、複数の送致事実の一部（併合罪中の一部の事実など）を起訴する場合、検察終局処分起案上は、不起訴とした事実について不起訴の裁定をする必要はないこととする。この場合、不起訴とした事実については、「その他の犯罪の成否」の項など、適宜の箇所、不起訴とする理由を論述する。

¹⁰ 不起訴処分を決定した思考過程として論述する内容は、裁定主文によって異なる。「起訴猶予」の場合には、犯人性、犯罪の成否等及び情状の全てを論述する。「嫌疑不十分」の場合は、犯人性が認められないことを理由とするときには、犯人性までの論述で足り、犯人性は認められるが故意が認定できないことを理由とするときには、構成要件該当性・主観面までの論述が必要となり、いずれの場合でも、情状の論述は不要となる。

れる。検察官が起訴すべきは真犯人である。検察終局処分起案では、その重要性に鑑み、犯人性の論述を他に先行して行うことを求めている¹¹。

なお、終局処分時点での証拠評価に当たっては、被疑者の自白¹²を除いた証拠によってどこまでの事実が認定できるかという観点が重要となる。終局処分の時点で被疑者が犯人性を認めていても、否認の場合と同様に、犯人性の検討は慎重に行う必要がある。検察終局処分起案でも、被疑者が犯人性を認めているからといって、犯人性の論述を省略あるいは簡略化してよいということにはならない。

2 犯人性の検討に関して論述すべき事項及びその順序

(1) 論述順序

犯人性の論述に当たっては、被疑者が当該事件の犯人か否かを、証拠に基づき論述する必要がある。検察終局処分起案では、犯人性の論述については、被疑者の犯人性を直接認定できる「直接証拠」がある場合でも、まずは、被疑者の犯人性を推認させる「間接事実」を証拠（この場合の証拠を「間接証拠」又は「状況証拠」という。）から認定し、認定した間接事実からいかなる推論を用いて被疑者の犯人性を推認したのか、また、その推認できる程度（推認力の程度）はどれくらいかを論述することを求めている¹³。

加えて、被疑者・共犯者供述の信用性を、それ以外の証拠の信用性を検討した後に検討することについては前述のとおりである。以上から、検察終局処分起案では、犯人性の検討に関して論述すべき

¹¹ なお、検察終局処分起案で検討を求めているのは、「送致された被疑者」の犯人性である。実務では、送致された被疑者のみならず、送致されていない者も視野に入れて捜査を行うが、検察終局処分起案としては、「送致された被疑者」の犯人性を検討することで足りる。

¹² 共犯事件では、更に共犯者の自白。

¹³ もとより、直接証拠から論じ始めるか、間接事実（間接証拠）から論じ始めるかは、一義的に決定できる問題ではない。個々の間接証拠から認定できる間接事実の相当数は、直接証拠の信用性を検討する際には補助事実として機能し得るから、どちらから論じ始めても、検討する内容は実質的には異ならないとの立論も可能である。また実際、直接証拠がある場合には、直接証拠の検討から入る方がより直截的かつ実務的とも言い得る。

しかしながら、間接事実を補助事実として用いる場合、ともすれば、間接事実の評価が、直接証拠が指し示す方向に流れるおそれもないではない。すなわち、直接証拠が被疑者の犯人性を示すものであった場合には、間接事実からの推論が犯人性を認める方向性に流れてしまい、他の推論の可能性、つまり反対仮説の成立可能性の検討がないがしろにされる可能性もなしとはしない。

また、直接証拠の中には、防犯カメラ映像等の非供述証拠も存在するが、実務上多く見られるのは被害者や目撃者等の供述であろう。これら供述証拠の信用性を厳格に検討すれば、何かしら問題点を抱えており、仮に、検討の結果問題がないと判断できた場合でも、公判で供述が後退したり、当該供述者が公判廷への出頭に消極的であったりした結果、立証が困難となる可能性を否定できなない。直接証拠が存在し、それに一定の信用性が認められる事案であっても、安易にそれに頼ることなく、間接事実、その中でも特に証拠物等の非供述証拠を中軸とする間接事実による立証を検討するのが、より慎重な検討姿勢といえよう。

そこで、検察終局処分起案では、慎重な事実認定と確実な立証を期するという見地から、証拠から直接認定できる事実はどこまでかを意識した上で、認定した間接事実からどのような推論を用いて（主要事実たる）被疑者の犯人性を認定したのか、その思考過程を明示することを主眼に置き、犯人性の検討に際しては、間接事実の検討から論じ始めることを求めている。

事項及びその順序を、①被疑者が犯人であると推認させる間接事実、②被疑者が犯人であると直接認定できる直接証拠、③共犯者供述、④被疑者供述としている。

(2) 間接事実として論述すべき事項

検察終局処分起案では、間接事実の論述は

- i 認定した間接事実の概要
- ii 認定プロセス
- iii 意味付け

の項立てで論じることが求められる。以下詳述する。

ア 認定した間接事実の概要

被疑者の犯人性を推認させる事実として認定した間接事実の概要を簡潔に示す¹⁴。

被疑者の犯人性を推認させる間接事実の類型としては、一般的には以下のものが考えられる。

- ① 事件現場等における遺留物・遺留痕跡（指掌紋，足跡，血痕，体液等）と被疑者との結び付きを示す事実
- ② 事件に関係する物品等（犯行供用物件，被害金品等）と被疑者との結び付きを示す事実
- ③ 犯人の特徴（容姿，体格，年齢，服装，所持品その他の特徴）が犯行当日の被疑者の特徴に合致ないし酷似する事実
- ④ 被疑者に事件を実現する機会があった事実（被疑者が犯行時に犯行現場にいた事実，犯行前後に犯行現場又はその付近にいた事実〔いわゆる「前足・後足」〕）
- ⑤ 被疑者が事件を実現することが可能であった事実（犯行遂行能力，技能，土地鑑，金品の管理等の立場，被害者と被疑者との関係等）
- ⑥ 犯行前後における被疑者の事件に関する言動
 - 犯行前 （犯行準備，犯行計画，罪証隠滅のための布石，逃亡準備，犯行の事前打ち明け等）
 - 犯行後 （犯行による利益の享受〔犯行以外の原資が不明の現金所持，借金返済等を含む。〕，有罪意識の表明〔罪証隠滅，アリバイ工作，逃亡等〕，犯罪による知識の表明〔犯行の打ち明け等〕）
- ⑦ 被疑者に事件の動機・目的となり得る事情があった事実

なお、犯人性を推認させる間接事実は、複数指摘できることが通常であろうが、その場合は、推認力が強い順など、間接事実が持つ立証上の重要性に応じた順序で論じるのが一般的には望まし

¹⁴ 強取品の近接所持を例にとると、「被疑者が、本件犯行の約20分後に、犯行現場から約100メートル離れた路上で、被害品である腕時計1個を所持していたこと」などの記述が想定される。

いといえよう。推認力が極めて乏しい間接事実については、指摘する必要はない^{15,16}。

イ 認定プロセス

どのような証拠からどのような思考過程を経て当該間接事実を認定したのか、その認定プロセスを示す¹⁷。間接事実を証拠により直接認定できる場合には、その旨論述すれば足りるが、そのような証拠がなく、証拠によって認定した下位の間接事実を総合して（つまり推論を用いて）認定する場合など、認定プロセスが複雑になる場合もまれではない。証拠から直接認定できる限度を意識した上で、認定した事実からどのような推論を用いて結論を導いたのか、その認定プロセスを具体的に記載することが求められる。以下、詳述する。

（ア）認定プロセスを示す際の留意点

犯人性、すなわち事件と被疑者との結び付きを論述するに当たっては、まず、結び付きの対象となる事件そのものがいかなる事件であったかを、六何の原則（5W1H）に留意しながら、必要な限度で、証拠に基づき認定する。事件そのものに直面した被害者や、事件の一部始終を目撃した目撃者がいる事案では、それら

¹⁵ 動機については、初動捜査の場面で犯人絞り込みの重要な着眼点となるが、それ単体では、犯人性を示す推認力は乏しいことが多いと思われる。ケースバイケースであるが、例えば、「被疑者が金に困っていた事実」は、財産犯の動機となり得る事実であるが、金銭に困っていない者でも財産犯を犯し得るし、金銭に困っている者が必ず財産犯を犯すわけでもない。また、「財産犯を犯す者の多くは金銭に困っている者である」とは経験的に言えるとしても、金銭に困っているのは被疑者だけではなからう。被疑者以外の者が犯人であるとの反対仮説が十分成り立ち得るので、それ単体では、被疑者の犯人性を示す推認力は乏しいと言わざるを得ない（ただし、動機の不存在が犯人性を否定する事情として働き得るとき、これを打ち消す事情としては機能し得る）。

¹⁶ 犯人性を検討する対象となる事件が複数の事実で構成されている場合であっても、日時場所が近接するなどして、同一犯人による一連の事件と認められるのであれば、犯人性を一括して検討してよい。他方、日時場所が異なるなど、同一犯人による一連の事件とは直ちには認め難い（別人による犯行である可能性が認められる）場合には、犯人性を検討する上では、別個の事件と捉えて、各別に犯人性を検討することになる。犯人性の検討対象とする事実は、構成要件判断や罪数判断等の法的評価を経ない社会的事実として捉えておくのが相当である。

¹⁷ 強取品の近接所持を例にとると、「本件は、平成〇年5月5日午後7時頃、〇県〇市〇番地先路上で、犯人が、丙野三郎（以下「V」と略記する。）に果物ナイフ様の刃物をその身体に突き付けて金品を要求し、Vから、Vが使用していた使い古しの腕時計1個の交付を受けた事案である（5/5害、5/5VKS、5/10VPS）。Vの通報を受け、上記路上付近で犯人の検索に当たっていた警察官は、同日午後7時20分頃、上記路上から約100メートル離れた同市△番地先路上で、犯人の着に類似した被疑者（以下「A」と略記する。）に職務質問をした。この際行われた所持品検査の結果、Aがズボンの右前ポケットの中に、腕時計1個を所持していたことが判明した（5/5報〔職務質問〕）。同日行われたV本人による確認の結果、上記腕時計が被害品の腕時計であることが判明した（5/5害確）。」などの記述が想定される。

なお、検察終局処分起案では、証拠の引用をする際には、他の証拠と識別できる程度に適宜略記して差し支えない。被疑者を「A」、被害者を「V」、検察官調書を「PS」、警察官調書を「KS」などとするのが一般的である。その他の証拠についても、検察講義案（平成27年版）付録第7の3の略語表（288頁）と同程度に略記してよい。被害者作成の平成〇年5月5日付け被害届は「5/5害」、司法警察員〇〇作成の同日付け捜査報告書（被疑者に対する職務質問の状況について）は「5/5報（職務質問）」など。

の者の供述を直接証拠として事件の内容・犯人の行動を認定し得るが、被害者が死亡している事案など、そうした直接証拠がない事案では、下位の間接事実からの推認を通して事件の内容・犯人の行動を認定する必要がある。

犯人が被害者を刺殺した事件を例にとって説明する。犯人に刺された被害者が、公園内の遊歩道に倒れていたところを通行人に発見されたとする。通行人が発見した時点では、被害者は既に死亡しており、被害者の身体から凶器は抜かれていたとする。凶器がいかなる物であったかは、その時点では明らかではない。臨場した警察官が、被害者が倒れていた場所付近を検索したところ、付近の溝に刃物が落ちていた。当該刃物が凶器であったとすれば、これを糸口にして犯人が誰かを特定できるかもしれない。被疑者として浮上した誰かが犯人かどうかの判断材料となり得る資料であるから、当該刃物が凶器であるかは、判断を要する重要事項といえよう。この点、仮に、犯人が逃走中に溝に凶器の刃物を捨て、それを被害者が目撃し、同人が犯行後も死に至らなかったとすれば、「犯人が逃走中、その溝に刃物を捨てていた」などの供述が得られ、この供述を直接証拠として凶器と当該刃物との同一性を認定し得よう。しかし、被害者が死亡していた場合、そうした供述は得られない。この場合、凶器と当該刃物との同一性は、死体と刃物の発見場所との距離、当該刃物に血痕が付着していた事実やその乾燥状態（血液が付着して間がないか否か）、当該血痕が人血で、そのDNA型が被害者のDNA型と一致した事実、被害者の創傷から推定される凶器の性状が当該刃物の性状と矛盾しない事実など、凶器と当該刃物の同一性を示す下位の間接事実を証拠から認定し、これらを用いた推論により認定する必要がある。同様に、犯行日時や犯行場所（上記遊歩道が犯行場所とは限らない）、犯行態様等の犯人の行動についても、犯人が誰かを特定するのに重要な事項であり得る。これらを直接認定し得る証拠がなければ、証拠から認定した下位の間接事実を用いた推論により認定する必要がある。

このように事件の内容、犯人の行動を認定した上で、当該刃物から採取された指紋が被疑者の指紋と一致することや（前記ア記載の類型①）、被疑者方の捜索で押収された着衣に血痕が付着しており、同血痕が人血でDNA型が被害者のDNA型と一致したこと（同②）、被疑者が犯行日時に前後して、犯行場所付近で目撃されていたこと（同④。目撃された者が被疑者であるかどうかの認定に当たり、同③を併用することがあり得る）、被疑者が被害者と知己関係にあり、犯行日時に犯行場所に呼び出すことが可能かつ容易であったこと（同⑤）、犯行前に被疑者と被害者との

間に異性をめぐる深刻なトラブルがあり（同⑦）、被疑者が周囲の者に被害者の殺害を予告していたこと（同⑥）、被疑者が犯行直後に周囲の者に被害者を殺害したことを告白していたこと（同⑥）などの事実が証拠により認定できれば、これらはそれぞれ、被疑者の犯人性を推認させる間接事実となる。あとは、これら間接事実のそれぞれにつき、推認力の評価を適切に行い、項を分けるなどしながら、取捨選択の上で論述することになる¹⁸。

(イ) 被疑者・共犯者供述は認定根拠に用いないこと

検察終局処分起案では、犯人性を推認させる間接事実の認定に当たっては、その認定根拠として被疑者・共犯者供述は用いないこととする。これは、被疑者・共犯者供述を除いて犯人性を検討するという前記第3の1の趣旨を徹底させるためである。事案にもよるが、被疑者・共犯者供述は流動的であり得るため、終局処分の時点でこれに依拠して証拠構造を組み立てることは、立証を不安定にする一因ともなり得る。

なお、被疑者の説明に基づく捜索の結果、凶器が発見されたような場合には、認定根拠として被疑者供述を用いることは差し支えない。これは、前記ア記載の類型⑥で示した「犯罪による知識の表明」であるが、そのような言動があったという外形的事実を間接事実として捉えるもので、前記の趣旨に反しないからである¹⁹。

(ウ) 認定根拠に用いる証拠の信用性検討の要否

認定根拠が供述証拠であるときは、その認定に供する部分の信用性を検討する。信用性検討に当たっては

- ① 他の証拠・事実との整合性
- ② 供述者と「事件・被疑者・被害者等」との利害関係
- ③ 供述態度・供述過程（供述経過、供述の一貫性、供述変遷の有無〔変遷理由・変遷部分〕、記憶の保持状況等）
- ④ 供述内容（詳細さ、具体性、迫真性、臨場感、真実の吐露、事実認識時の意識状態、重要事項の欠落の有無等）

などの要素を考慮して検討するのが一般的である。

もつとも、供述証拠といっても様々で、信用性が認められるこ

¹⁸ 以上の説明の中で言及した、凶器と刃物の同一性を示す血痕付着等の事実は、事件の内容や犯人の行動を具体化する事実関係である。これに対し、当該刃物から採取された指紋が被疑者の指紋と一致すること等の事実は、当該事件と被疑者とを結び付け、犯人と被疑者の同一性を推認させる事実関係であって、先の血痕付着等の事実とは、犯人性推認の局面で果たす意味・役割が異なる。間接事実の認定プロセスを検討する際には、証拠から認定できる個々の事実が、犯人性の推認につきどのような意味・役割を持つものかを意識する視点を持ちながら検討することが重要である。

¹⁹ なお、この場合、被疑者の当該供述は、いわゆる秘密の暴露に当たるが、その供述内容の信用性については、間接事実の項では論じられていないのであるから、被疑者の自白の信用性の項で改めて論じることとなる。

とが明らかな証拠もあれば、信用性をより慎重に検討しなければならない証拠もある。検察終局処分起案の上では、信用性が認められることが明らかな証拠については、信用性検討の論述は不要である。信用性に特段の問題がない証拠については、当該供述者の立場、供述内容等に照らし、信用性判断のポイントを的確に捉えて簡潔に記述すれば足りる（括弧書きでよい）。より慎重な検討が必要な場合は、問題の所在を示した上で、検討した思考過程を丁寧に論じることが求められる。

ウ 意味付け

認定した間接事実から、どのような推論を用いて被疑者の犯人性を認定したのか、その推認理由や、当該間接事実が被疑者の犯人性をどの程度推認させるのか、その推認力の程度を示す。これにより、被疑者の犯人性の認定に当たり、当該間接事実がどのような意味を持つのかを示されるわけである。推認力の程度を示すに当たっては、「強く推認させる」「相当程度推認させる」「一応推認させるが、その推認力は限定的である」などの表現が考えられる。

間接事実を用いた推論は、論理則・経験則に基づく蓋然的推理であるから、犯人性に関して言えば、①「被疑者が犯人である」との仮説形成は適切か（間接事実は「被疑者が犯人である」ことを示すものか、どのような意味で犯人であることを示すものなのか、そこで用いられた経験則は適切か）²⁰、②他に有力な仮説（反対仮説）は考えられないか（その反対仮説はどの程度現実的・合理的か、その反対仮説は排斥可能なものなのか）²¹を検討する中で、推認力の程度を判断する²²。

²⁰ 前記の公園内遊歩道での刺殺事件で、「被疑者方の捜索で押収された着衣に被害者の血痕が付着していたこと」（以下「 α 」という）を間接事実とした場合を例にとると、 α を説明する仮説としては、「被疑者が犯人であるから」という仮説（以下「 β 」という）が考えられる。一般に、他人の血液が付着した着衣を自宅で保管していることは稀有な事態といえ（経験則）、被害者を刺殺した場合、返り血等の血液が犯人の着衣に付着することも十分想定可能であるから（経験則）、 α という間接事実から β という仮説を形成したのは適切と言える。

²¹ しかし、 α を説明する仮説は、 β だけではない。被疑者が犯人でないことを前提に、「被疑者が犯行以外の機会に被害者と接触し、その際に被害者の血液が付着した」（以下「 γ 」という）という仮説も一応成り立ち得るし、「被疑者方から押収された着衣は実は被疑者ではなく第三者が着用していたもので、第三者が被疑者方に遺留したものである」との仮説も成り立ち得る。これ以外にも反対仮説は成り立ち得るであろうが、これらの反対仮説がどの程度現実的・合理的かという観点から検討し、その検討結果に応じ、当初の β という仮説がどの程度確からしいと言えるかという観点から、その推認力を判断していくことになる。

²² なお、 γ という仮説を排斥できるかどうかという観点からすると、犯行前に被疑者が被害者と接触する機会があったのか（あったとしても、被害者が出血する事態が生じ得たのか）が重要な判断要素となり得る。関連する事実が記録中にあれば採用すべきであるし、捜査の場面であれば関連する証拠を収集し、これらも併せて推認力を判断すべきである（証拠収集の過程では、被疑者が犯人でないかもしれないという観点を常に念頭に置きつつ、想像力を働かせ、様々な反対仮説を想定しながら、関連する証拠の収集に努めることが重要である）。

検討すべき反対仮説は、被疑者が現に弁解として提示しているそれに限定されない。終局処分時点では、被疑者の弁解がなお流動的であり得ることからすると、当該弁解の成否を検討すればそれで足りるということにはならず、当該弁解以外の反対仮説の成否も検討すべきことになる。その意味で、検察終局処分起案では、意味付けの箇所でも、被疑者供述には言及しないこととしている²³。

なお、ある間接事実が犯人性立証にとってどの程度の重みを持つかは、当該間接事実が持つ推認力の程度に左右されようが、公判段階でどのような間接事実を立証の柱とすべきかは、推認力の程度に加え、それを公判でどの程度確実かつ容易に立証できるかという観点も踏まえて検討されるべき事柄である²⁴。間接事実の意味付けを検討するに当たっては、当該間接事実の立証の確実性・難易度を検討しておくことが有益である。検察終局処分起案でも、こうした点につき補充的に論じることが積極的に考慮されてよい²⁵。

(3) 被疑者・共犯者供述以外の直接証拠の論述

ア 直接証拠の意義

犯人性における直接証拠とは、信用性が認められた場合、その証拠のみで被疑者の犯人性を直接認定することができる証拠である。犯人の犯行状況を目撃し、かつ、被疑者を犯人と識別した供述（犯人目撃識別供述）がその典型例である²⁶。以下、犯人目撃識別供述について詳述する。

イ 犯人目撃識別供述

犯人目撃識別供述とは

i 犯人の犯行状況を目撃し

²³ 当該弁解の信用性は、検察終局処分起案では、犯人性に関する被疑者供述の信用性の項でまとめて論じることを想定している。

²⁴ 一定程度の推認力が認められれば、当該間接証拠には自然的関連性は認められようが、それに加えて証拠能力の有無、出廷への協力が得られるかといった問題など、立証に当たって考慮すべき問題は多岐にわたる。

²⁵ 強取品の近接所持の先の例では、「この事実は、被疑者が、犯行の約20分後の時点で、犯行現場に近接した場所で被害品の腕時計を所持していたことを示すものである。被害品の腕時計は使い古しの時計で、転々流通する可能性は高くなく、所持の時点が犯行の約20分後であることも併せて考えると、その可能性は低いと考えられる。被疑者が被害品を所持していた場所が、犯行現場に近接した場所であったことも考慮すると、犯人である被疑者が、被害者から奪った被害品をそのまま所持し続けていたと考えるのが自然である。約20分間という時間的間隔から、犯人が犯行後に被疑者に交付したことも、抽象的な可能性としては残らざるを得ないが、上記のとおりその可能性は低いと考えられるから、この間接事実は被疑者の犯人性を強く推認させる。」「なお、被疑者が職務質問時に被害品の腕時計を所持していたという点の立証は、職務質問を担当した警察官の供述証拠に依拠するが、被疑者に対する職務質問時に被害品の腕時計が現に発見押収されている事実は客観的に明白であり、記憶違いや虚偽供述の可能性はほぼ排除されることからするとその信用性は高く、前記推認力の強さや出廷の確実性・容易性と相まって、この間接事実は検察官立証の柱となり得る。」などの論述が想定される。

²⁶ それ以外に、犯行状況が映っており、犯人が被疑者であると明確に識別できる防犯ビデオの映像等もこれに該当する。

ii 目撃した犯人を被疑者であると識別した供述である。目撃状況が不十分な場合²⁷や、識別状況が不十分な場合²⁸は、その証拠のみでは被疑者の犯人性を直接認定できないので、犯人目撃識別供述としては取り扱わない。

ウ 犯人目撃識別供述についての論述

犯人目撃識別供述は、犯人と被疑者との同一性に関する重要証拠であるから、その信用性は特に慎重に検討する必要がある。検討の対象とする供述の概要を示し、それが犯人性の直接証拠（犯人目撃識別供述）に該当することを明らかにした上で、その信用性について論じる。なお、こうした直接証拠がなければ、項を設けること自体を省略してよい。

犯人目撃識別供述の信用性については

- ① 他の証拠・事実との整合性
- ② 供述者と「事件・被疑者・被害者等」との利害関係やその程度
- ③ 供述態度・供述過程
- ④ 供述内容

などの観点から信用性を検討するが、その検討に当たっては

- i 目撃供述の信用性（位置関係・視力や現場の明るさ等の視認可能性、意識的に視認したか否かの視認時の意識状態、視認時間・経過等）
- ii 識別供述の信用性（識別根拠・方法、時間経過、面識の有無等）

という犯人目撃識別供述固有の問題を意識することが必要となる。

(4) 共犯者供述の論述

共犯者供述の項においては、犯人性に関する共犯者の供述の概要を示した上で、その信用性について論じる。共犯者が被疑者の犯人性を否認している場合は、その否認供述の信用性を検討する。なお、ここで検討すべきは、「被疑者の犯人性」に関する共犯者の供述の信用性である。「犯罪の成否等」に関する認否（例えば、被疑者の故意の有無についての認否）及びこれに関する供述の信用性は、「犯罪の成否等」の箇所で論じることになる。

共犯者供述の信用性についても、前記の

- ① 他の証拠・事実との整合性
- ② 共犯者と「事件・被疑者・被害者等」との利害関係やその程

²⁷ 公訴事実該当する犯行場面を目撃しておらず、その前後しか目撃していない場合など。この場合、当該供述は、識別された被疑者に犯行の機会があったという意味の間接事実の認定根拠となり得る。

²⁸ 被疑者が犯人とよく似ているが、同一であるとまでは断定できない場合など。この場合、当該供述は、犯人の特徴を示す間接事実の認定根拠となり得る。

度

③ 供述態度・供述過程

④ 供述内容

などの観点から信用性を検討するが、その検討に当たっては

- i 犯人でない被疑者を引き込み、責任を転嫁して共犯者自身の刑事責任を免れ、あるいは軽減させようとしているのではないか（引き込みの危険性）
- ii 共犯者自身が刑事責任を負担し、あるいは重くすることにより、犯人である被疑者の刑事責任を免れさせ、あるいは軽減させようとしているのではないか（身代わり等）
- iii 共犯者自身が刑事責任を免れ、あるいは軽減するために、犯人である被疑者の刑事責任を免れさせ、あるいは軽減させようとしているのではないか

という共犯者供述固有の問題を意識することが必要となる。

(5) 被疑者供述の論述

被疑者供述は、被疑者の犯人性の認否にかかわらず、「被疑者供述」の項目を立て、必ず最後に検討する。終局処分時点で被疑者が犯人性を認める供述をしていても、それが真実に合致する供述なのかどうか、公判廷で被疑者が供述を翻した場合にも捜査段階の当該供述が信用できるといえるのかという問題意識を持ちながら、その供述の信用性を検討する必要がある。

被疑者供述の項でも、検討の対象とする被疑者供述の概要を示した上で、その信用性を論じる。被疑者が犯人性を否認している場合は、その否認供述の信用性を検討する。「共犯者供述の論述」と同様、ここで検討すべきは、「被疑者の犯人性」に関する被疑者自身の供述の信用性である。「犯罪の成否等」に関する認否及びこれに関する供述の信用性は、「犯罪の成否等」の箇所でも論じることになる。

被疑者供述の信用性については

- ① 「秘密の暴露」（あらかじめ捜査官の知り得なかった事項で捜査の結果、客観的事実であると確認されたもの）の有無
- ② 他の証拠・事実との整合性
- ③ 供述態度・供述過程
- ④ 供述内容

などの観点から信用性を検討する²⁹。

(6) 総合評価・立証方針等

事案によっては、総合評価の項目を設けて、間接事実の総合評価、

²⁹ 被疑者が犯人性を否認している場合でも、検討すべき要素は共通であるが、1) 弁解に沿う証拠（消極証拠）の有無とその信用性、2) 弁解を排斥する証拠の有無とその信用性、3) 弁解内容それ自体の合理性という構成で検討することが一般的と思われる。

立証の確実性・難易度等を踏まえた立証方針の策定などを論じることが考えられる。

すなわち、間接事実による事実認定は、直接証拠による事実認定とは異なり、各証拠によって要証事実（ここでは犯人性）そのものを直接的に認定しようとするものではなく、要証事実に対する推認力を有する複数の間接事実が重なり合って存在する偶然性に着目して、要証事実の存在を認定するものである。それゆえ、間接事実により事実認定を行う場合は、各間接事実を分断して独立に評価するだけではなく、各間接事実の相互の関連性や、それらが重なり合うことの持つ意味を考慮して、その推認力を総合的に判断する必要がある³⁰。証拠構造は事案により様々であるが、どのような証拠（あるいは間接事実）がどのように機能して犯人性認定に至るのか（あるいは至らないのか）を検討し、これを総合評価として論じることが有意義であり、積極的に試みられてよい^{31,32}。

その上で、個別の間接事実の推認力や、立証の確実性・難易度等を考慮し、事案に応じ、いずれの間接事実を立証の柱として選定すべきか、それをどのような間接事実や証拠関係で補強すべきか、そもそも間接事実型の立証と直接証拠型の立証のいずれが適切な事案かなどを検討し、立証方針を策定して論じることが考えられる。

³⁰ それ自体としては推認力が低い間接事実（動機、犯行時刻に犯行現場付近にいたことなど）であっても、他の間接事実の反対仮説を排斥する機能を有するなどして相互に補強し、全体としての推認力を高めることがある。

³¹ その際には、「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度の立証が必要である。ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。そして、このことは、直接証拠によって事実認定をすべき場合と、情況証拠によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはないというべきである。」との判示（最決平成19年10月16日刑集61巻7号677頁）が参考になる。

³² 被疑者の犯人性を検討するに当たっては、これを肯定する方向に働く積極証拠のみならず、これを否定する方向に働く消極証拠の存否も十分吟味すべきことは当然であり、捜査における証拠収集も、そうした観点から行われる（「シロの捜査を尽くす」）。消極証拠の典型としては、被疑者に犯行の機会がなかったことを示すアリバイ供述が挙げられるが、アリバイ供述の信用性は、検察終局処分起案では、被疑者供述の信用性の項で論じることが一般的と思われる。共犯者が被疑者の犯人性を否認している場合は、その供述の信用性は共犯者供述の信用性の項で論じることとなる。直接証拠（あるいは間接事実の認定根拠）とした供述証拠と矛盾し得る証拠があった場合には、これら供述証拠の信用性の論述の中で、矛盾し得る証拠に対する評価（供述証拠であれば信用性、非供述証拠であればそれが持つ意味）を検討すべきこととなる。なお、「被疑者が犯人であるとするれば存在するはずの指紋等の痕跡が現場になかったこと」などが消極的間接事実として主張されることがあるが、そのような痕跡が現場に残ることは、被疑者が犯人であることの十分条件ではない一方で、必要条件でもないというのが一般的である（指紋がもともと付着しなかった可能性もあれば、事後的に拭き取られた可能性もある）。そうした痕跡が現場から検出されなかったことの評価は、全体の証拠関係を踏まえて行う必要がある。このことは、「犯行を行い得る者は被疑者以外にも存在すること」が消極的間接事実として主張される場合にも同様に当てはまる。想定されるこれら主張の評価は、必要に応じ、個別の間接事実の「意味付け」の項や、総合評価の項で論じることとなる。

(7) 共犯事件の論述構成

共犯事件では、犯人性の検討は被疑者ごとに行うべきであるから、検察終局処分起案では、以下の構成を想定している。

1 被疑者A1の犯人性について

- (1) A1, A2供述以外の証拠の検討による間接事実
- (2) A1, A2供述を除く直接証拠
- (3) A2供述 (A1との関係では、A2供述は「共犯者供述」となる。)
- (4) A1供述

2 被疑者A2の犯人性について

- (1) A1, A2供述以外の証拠の検討による間接事実
- (2) A1, A2供述を除く直接証拠
- (3) A1供述 (A2との関係では、A1供述は「共犯者供述」となる。)
- (4) A2供述

第4 犯罪の成否等（構成要件該当性、違法性、責任、訴訟条件、罪数、その他の犯罪の成否等）の論述

1 訴因の構成

検察終局処分起案では、検察官が訴因構成権限を持つことを念頭に置き、証拠上どのような事実が認定できるのか、認定した事実に法令を適用するとどのような犯罪が成立するのかを検討し、処理方針を定める³³。送致事実・送致罪名は検討の一助にとどめ、成立し得る他の犯罪も検討した上、事案の実体に即した訴因を構成することが重要である。その際には、被害の実体、実質的な被害者は誰か、犯人の目的・実質的利得等に着目するとともに、成立し得る犯罪の軽重、立証の難易等を考慮する。構成した訴因は、事件の全体像に照らし、被害者その他国民の常識にかなったものでなければならない。

2 犯罪の成否等の論述の基本方針

犯罪の成否等の論述では、訴因として選定した犯罪につき、その成立要件を充足する事実関係を、どのような証拠から認定したのか、その思考過程を示す。犯罪成立要件については、原則として全ての立証責任を検察官が負担する。したがって、訴因として選定した犯罪の成立要件の充足いかんは、全ての成立要件につき網羅的に検討する必要がある（網羅的検討の必要性）。

しかし、こうした検討の結果、明らかに問題がないと判明した事項

³³ 実務においては、捜査段階の初期に、起訴状の「公訴事実」や不起訴裁定書の「事実」を仮に起案してみることは、法的構成、事実認定（全ての構成要件要素が充足されていることを要するが、特に、実行行為、実行の着手時期、実行行為の終了時期、犯罪の既遂時期の捉え方に注意すべきである。）、罪数判断の適切さなどを確認することに資する。

については、検察終局処分起案上、あえて項を立てて論じる必要はない。事実認定上あるいは法令適用上問題となり得る事項、公判で争点になり得る事項など、重点的に検討しなければならない事項を中心に論じればよい（問題点に絞った論述）。

3 構成要件該当性の論述

(1) 論述の順序、問題点の抽出

終局処分の対象となる特定の犯罪の構成要件を客観面、主観面及び共犯性（共同正犯事件の場合³⁴）に分け、その順に論述する。

まず、論述の冒頭で、当該犯罪の構成要件要素を列挙した上、問題となり得る構成要件要素を提示する（問題点の抽出）³⁵。

問題となり得る構成要件要素につき、その該当性判断を論じる際には、構成要件要素ごとに、その意義を解釈により具体化した上、その該当性判断に必要な事実を証拠から認定し、認定した事実を当該構成要件要素（意義）に当てはめて法的評価（当てはめの判断）を行い、該当性判断の結論を示す。事案に応じて問題の軽重を判断し、論述にメリハリをつけるべきことは当然である。

共同正犯事件においては、客観面については被疑者共通に³⁶、主観面については被疑者ごとに、共犯性については被疑者共通に検討して論じる。

(2) 構成要件・客観面

ア 各構成要件要素の意義

必要に応じ、各構成要件要素の意義を、解釈により具体化して示す。殺人罪の実行行為は、「人の死の結果を生じさせる現実的危険性のある行為」と具体化されようし、強盗罪の成立に必要な「脅迫」の意義は、「財物奪取に向けられた、人に対する害悪の告知であって、それが相手の反抗を抑圧するに足りる程度のもの」と具体化されよう。

イ 事実認定

(ア) 具体的事実の認定

³⁴ 狭義の共犯（教唆犯、幫助犯）については、それぞれ、修正された構成要件形式である「教唆犯」「幫助犯」の各構成要件要素について、構成要件の客観面、主観面の順に論じれば足り、別途「共犯性」の項を設けて論じる必要はない。もっとも、狭義の共犯の成立は、例えば実行犯との間に共謀の成立が認められないことや、幫助犯において、その者の行為が幫助行為にとどまり、実行行為とは評価できないことなど、その者について共同正犯とは評価できないことが前提となるから、「構成要件該当性」の項か「その他の犯罪の成否」の項において、その者に共同正犯が成立しないことを論述する必要がある。

³⁵ 「殺人罪の客観面の構成要件要素は、①殺人罪の実行行為を行ったこと、②人の死の結果が発生したこと、③①と②の間に因果関係があることである。このうち、②のVの死亡事実については、死体検案書等の証拠から問題なく認定できるから、以下、①及び③につき論じる。」などの論述が想定される。

³⁶ 客観面を被疑者共通に論じることで、共同正犯の論述における共同実行の事実が明確となる。ただし、正犯意思の要件である当該被疑者の関与・役割の判断のため、それぞれの被疑者の個々の行為を具体的に認定すべきである。

構成要件要素の意義を具体化したら、その該当性判断に必要な事実を証拠により認定して示す。認定して示すべき事実は、該当性判断に必要な具体的事実である。

殺人罪における実行行為の認定に当たっては、「人の死の結果を生じさせる現実的危険性のある行為」と評価され得る被疑者の具体的な行為として、「凶器の刃物で被害者の胸を合計3回突き刺したこと」等の具体的な行為（殺人の実行行為）を認定する必要があるが、こうした行為態様以外にも、被疑者の行為の危険性を基礎付け得る事実として、「凶器である刃物の素材、刃体の長さ・厚み等の形状」「被害者の着衣の状態」「被疑者と被害者の位置関係や姿勢、体格、性別、年齢、健康状態、両者の距離」などの具体的事実を認定することになる。

また、強盗罪における脅迫では、「財物奪取に向けられた、人に対する害悪の告知であって、それが相手の反抗を抑圧するに足りる程度のもの」として評価され得る被疑者の行為として、「刃物を突き付けて『金を出さないと殺す。』と言ったこと」等の具体的な行為（強盗の実行行為）を認定する必要があるが、こうした被疑者の行為態様以外にも、当該行為が反抗抑圧程度であることを基礎付け得る事実として、必要に応じ、四囲の状況（例えば、現場が人気のない山中であること、人通りの多寡等）、刃物の形状、被害者の状態（例えば、年齢、性別、体格等）や現に被害者に生じた状況（例えば、畏怖心等）などの具体的事実を認定することになる。

(イ) 事実認定と証拠との関係及び論述方法

- i 構成要件該当性の判断に必要な事実は、証拠から認定する。構成要件該当性を含む「犯罪の成否等」での事実認定に関しては、被疑者・共犯者供述も、信用性が認められる限り、事実認定に供してよい。

なお、認定の対象とする事実を、証拠から認められる間接事実から推認して認定するか、目撃者・被害者供述や被疑者・共犯者供述等の直接証拠から認定するか、これらを併用とした場合にどのような順序で論じるかは、証拠構造の構築ないし立証方針の策定の問題であり、当該間接事実の推認力や、認定に供する証拠の信用性、立証の難易度等を総合考慮して決定すべき事項であるが、証拠の評価が動かない客観的な証拠を柱に立証するのが基本といえよう。

- ii 事実認定に供する証拠が供述証拠であるときは、その信用性を検討する必要があるが、信用性が認められることが明らかな証拠については、信用性検討の論述は不要である。信用性に特段の問題がない証拠については、信用性判断のポイントを的確

に捉えて簡潔に論じれば足りる（括弧書きでよい）。より慎重な検討が必要な場合は、問題の所在を示した上で、検討した思考過程を丁寧に論じる。

- iii 被疑者が否認しているときは、関係する構成要件要素ごとに、その弁解内容を簡潔に示し、その否認の法的意味ないし法的主張を摘示した上で、信用性が認められる積極証拠に基づいてその弁解を排斥できるかどうかを慎重に検討する必要がある。この場合においては、被疑者の弁解に沿う消極証拠の有無についても留意する必要がある。

ウ 法的評価（当てはめ）

前記イの事実認定を行った後は、認定した事実が当該構成要件要素に該当するか否かの法的評価（当てはめの判断）を行う。

前記イ(ア)の例で言えば、各認定事実を基に、「被疑者が行った具体的な行為」が「人の死の結果を生じさせる現実的危険性のある行為」「財物奪取に向けられた、人に対する害悪の告知であって、それが相手の反抗を抑圧するに足りる程度のもの」と評価できるか否か、すなわち、被疑者の行為が殺人罪や強盗罪の実行行為に当たるか否かの当てはめの判断を行うことになる³⁷。

(3) 構成要件・主観面

ア 主観的構成要件要素

故意犯においては、故意（客観面で認定した実行行為・結果等に対する実行の着手時点における認識・認容）が必要とされているほか、窃盗罪等の領得罪においては「不法領得の意思」が、目的犯においては「目的」が、それぞれ故意以外の主観的構成要件要素とされている。

イ 主観的構成要件要素の論述方法

構成要件・客観面と同様、問題となり得る構成要件要素に絞って論じる。構成要件要素の意義、事実認定、法的評価という順で論じるのが原則であるが、事案に応じて問題の軽重を判断し、論述にメリハリをつけるべきことは当然である。

ウ 故意の認定方法

- (ア) 故意については、公判で争点となることが多い構成要件要素であるから、論述することが一般的と思われる。被疑者が自白している場合であっても、その信用性が問題となる可能性があるから、まずは、その故意の評価の前提となった事実（故意の表れである被疑者の言動や被疑者の認識の前提事実）を信用で

³⁷ 当てはめの判断を行う際には、必要に応じて認定した具体的事実の持つ意味を検討し指摘する。前記イ(ア)の殺人罪の例では、具体的に認定した刃物の形状について「殺傷能力が高いことを意味する」旨、前記イ(ア)の強盗罪の例では、現場が山中であることについて「被害者が第三者に助けを求めることが困難であったことを意味する」旨の検討・指摘がそれである。

きる証拠から認定した上で、その具体的事実から故意を推認（評価）するとともに、被疑者の供述の信用性を検討して認定することが望ましい。要するに、被疑者の自白の有無にかかわらず、客観的に信用性のある証拠との整合性を踏まえて、故意の評価をする必要がある。

もつとも、一般的には、構成要件・客観面に該当する事実が認定されていれば、特段の事情がない限り、被疑者の認識・認容が認定される場合が多いと思われる³⁸。被疑者が具体的な行為に及んでいることから故意が問題なく認められるような場合には、詳細な論述は必要ない³⁹。逆に、被疑者が犯罪の故意を否定するような内容の供述をしている場合や故意につき慎重な認定が要求される事案の場合（例えば、殺人未遂罪における殺意や、詐欺罪における欺罔の意図の認定の場面）などでは、丁寧な検討と論述が必要である。要するに、個々の事案に応じて問題の軽重を判断し、メリハリのついた論述をすればよい。

(イ) 故意を推認させる事実については、結果発生の予見を中核とする認識的要素と、結果発生の意図を典型とする意思的要素を意識しながら検討することになるが、おおむね以下の①ないし④の視点から、故意の推認にとって意味のある事実を認定することとなる。

- ① 実行に至るまでの経緯、動機に関する事実
- ② 実行の着手前の被疑者の意図
- ③ 犯行態様・結果等に関する事実
- ④ 犯行後の言動等に関する事実

(4) 共犯性（共同正犯について）

共同正犯は、「二人以上共同して犯罪を実行した場合」に成立する。すなわち、二人以上の者の間に、客観的に「共同実行の事実」が存在することと、主観的に「共同実行の意思（共謀）」が存在することが必要である。

共同正犯の成立要件については、実務上は、おおむね以下の諸点に着目して証拠収集や事実認定をして判断をしているのが実情と思われることから、検察終局処分起案においても、これらの点につい

³⁸ 被疑者の行為それ自体から当該行為についての被疑者の意図ないし認識・認容を推認できる場合（例えば、詐欺罪に関し、被害者に申し向けた文言内容そのものについての認識）と、それ以外の事実から被疑者の意図ないし認識・認容を推認すべき場合（例えば、詐欺罪に関し、被害者に申し向けた文言内容が真実に反する内容虚偽のものであることの認識）とを区別する必要があることに留意する。

³⁹ 「・・・という証拠によれば、被疑者は〇〇という行為に及んでおり、被疑者自身、それと認識しながら当該行為に及んだことが明らかであるから、犯罪の故意があったことは明白である。被疑者も『××』と述べてこの点を認めている。」などの論述が想定される。

て事実認定を行い、共同正犯の成否について判断すべきである⁴⁰。

ア 共同実行の事実

共同実行の事実については、既に構成要件・客観面で認定しており、実行共同正犯の場合は、改めて論じる必要はない。一方、共謀共同正犯の場合、実行犯ではない被疑者については、実行行為に準ずる重要な行為（例えば、殺人事件において、凶器を準備したことなどがこれに当たる。）を行ったと認定できるのであれば、この行為を論述することになる。

イ 共同実行の意思（共謀）

共同実行の意思については、具体的には、犯意の相互認識（各被疑者が各犯意を相互に認識したこと）や、正犯意思（各被疑者が、相互に相手の行為を利用・補充し合い、自己の犯罪として主体的に犯罪を実現しようとする意思）を総合考慮して判断する。

その判断に当たっては、例えば以下のような点に着目して具体的な事実を抽出し、その成立時期及び内容を認定することになる。

- ① 主従等の関係
- ② 動機、共同実行すべき事情の共有
- ③ 犯罪実行に関する話合い
- ④ 準備、犯罪遂行、罪証隠滅等の役割分担
- ⑤ 犯罪実現による利益の分配、満足度

4 違法性、責任、訴訟条件等

(1) 違法性阻却事由、責任阻却事由の論述

違法性阻却事由や責任阻却事由の不存在については、検察官が立証責任を負担する。これら事由の存否は、被疑者がそれを主張していない場合でも、これを自覚的に検討するのが公益の代表者たる検察官の職責である。検察終局処分起案においても、証拠を精査するに当たっては、被疑者の供述内容等を十分に検討し、違法性阻却事由や責任阻却事由が問題となる事案か否かを見極める必要がある。

違法性阻却事由、責任阻却事由の論述に際しても、構成要件該当性の検討の例により、その事実認定（証拠判断を含む。）、法的評価を論述する⁴¹。なお、被疑者が違法性阻却事由等を主張しておらず、

⁴⁰ 共同正犯が成立するためには、客観面で認定した犯罪行為・結果等が被疑者らの共同実行の意思に基づくものであることも必要となる。多くの事案では、この点が正面から問題となることはないが、いわゆる「共犯と錯誤」の場合には、犯罪行為・結果等が、共同実行の意思に基づくものと認められるかが問題となるため、このような場合には、「共同実行の事実」、「共同実行の意思」の項以外に、例えば「共同実行の意思に基づく犯罪行為・結果等」という項を設け、この点について論ずる必要がある。

⁴¹ 被疑者が違法性阻却事由等を主張しても、構成要件該当性の検討の中で認定した事実を照らして当該事由が問題とならないことが明らかであるときは、その旨記述すれば足りる。例えば、被疑者が、「被害者が先に攻撃を加えてきたので、反撃したにすぎない。」旨正当防衛を主張しても、構成要件該当性・客観面の検討により、被疑者が一方的に被害者に対して攻撃を加えた事実が認定で

各事由につき何ら問題がないと判断した場合には、この項を設けること自体を省略してよい。

(2) 訴訟条件等の論述

また、公訴を提起する場合には、親告罪における告訴、公訴時効等の訴訟条件が充足されていることの確認も必要である。

このような訴訟条件が問題となる場合にも、前同様、構成要件該当性の検討の例により、事実認定と法的評価を論述することとなるが、特段の問題がなければ、この項を設けること自体を省略してよい⁴²。

5 罪数関係

一人の被疑者につき成立するとした処理罪名が複数に及んだ場合、その罪数処理を検討する必要がある。成立するとした複数の犯罪が一罪（科刑上一罪等）となるのか、あるいは、併合罪になるのかなどの罪数の問題は、公訴事実の整理の仕方に影響するし、公訴時効や求刑（処断刑の幅、主文二つの場合等）との関係で意味を持つ場合がある。したがって、検察終局処分起案においても、罪数関係の検討結果につき、理由を簡潔に付して記述する必要がある。なお、罪数が問題とならない場合（例えば単純一罪の場合）には、この項を設けること自体を省略してよい。

6 その他の犯罪の成否

(1) 検討する対象者

実務においては、送致された被疑者以外の者についても、立件可能な犯罪が認められるかどうか検討するが、検察終局処分起案においては、送致された被疑者のみを検討対象とすればよく、それ以外の者の犯罪の成否については検討する必要はない。

(2) 検討する犯罪

ア 終局処分の対象として選択した犯罪以外に犯罪の成否等が問題となる事実があるときは、「その他の犯罪の成否」の項において、それを終局処分の対象犯罪として取り上げなかった理由を記述する。

その場合

- i 法律上、犯罪が成立し得るか
- ii 犯罪が成立し得るとして、終局処分の対象としなかった理由（例えば、訴訟条件の欠如や起訴猶予等）

を簡潔に論述する。

きていれば、違法性の項では、「構成要件・客観面で論じたとおり、被害者が先に攻撃を加えた事実は認められないので、そもそも『急迫不正の侵害』があったとはいえ、正当防衛は成立しない。」旨の記述で足りる。

⁴² ただし、親告罪の場合は、その犯罪が親告罪であること及び告訴権者により告訴期間内になされた有効な告訴があることは指摘する必要がある。

なお、およそ成立が考えられない犯罪まで言及する必要がないのは当然である。検討すべきその他の犯罪がなければ、この項を設けること自体を省略してよい。

イ 終局処分の処理罪名が送致罪名と異なる場合、検察終局処分起案においては、まずは、終局処分の処理罪名となっている犯罪の成立要件が満たされているかどうかという観点から検討を加えて論述する。併せて送致罪名となっている犯罪を処理罪名としなかった理由も明らかにする必要があるが、この点については、「その他犯罪の成否」の項において論じるのが一般的といえよう。

第5 情状関係の論述

1 検討すべき事項

公訴を提起する場合又は起訴を猶予する場合には、情状関係の検討が必要となる。

情状関係の論述に当たっては、次に掲げる情状等を併せ考慮し、当該犯罪事実固有の事情、一般予防の見地及び特別予防の見地等から総合判断する必要がある。

- (1) 当該犯罪事実固有の又はこれに密接に関連する事情（犯罪行為又は結果に関する要素）
 - ① 犯行態様（計画性の有無、犯行の手段・方法・執ようさ等の悪質性・危険性の有無等）
 - ② 結果（被害の程度、被害者に与えた精神的・身体的影響、後遺症の有無等）
 - ③ 犯行動機・原因
 - ④ 犯罪後の状況（被害回復状況、弁償の有無、罪証隠滅工作等）
 - ⑤ 被害感情
- (2) 一般予防の見地から考慮すべき要素
 - ① 犯罪の模倣性
 - ② 他の事件との比較
 - ③ 社会に与えた影響
- (3) 特別予防の見地から考慮すべき要素
 - ① 前科・前歴の有無
 - ② 被疑者の性格
 - ③ 反省の情
 - ④ 再犯の可能性
 - ⑤ その他被疑者の一身上の情状

2 情状の論述方法

- (1) 情状事実については、
 - ① 不利な情状（被疑者の量刑を重くする方向に働く情状）
 - ② 有利な情状（被疑者の量刑を軽くする方向に働く情状）に分け、情状に関する事実とその評価を項目ごとに箇条書きで簡潔

に摘示する⁴³。

- (2) 情状関係の検討も、本来、証拠から具体的事実を認定した上で適切な評価を加える必要があるが、検察終局処分起案においては、証拠を摘示する必要はないものとする。
- (3) 情状を論述するに当たっては、前記のとおり、当該犯罪事実固有の又はこれに密接に関連する事情、一般予防の見地から考慮すべき事情、特別予防の見地から考慮すべき事情の順に論じるのが妥当である。前記各事情につき、項目を挙げて論じる必要はない。
- (4) 共犯事件では、以下の構成により、まず、全被疑者に共通する情状を、被疑者に不利な事情と有利な事情に分けて記述し、次に、被疑者に個別の各情状を、被疑者に不利な事情と有利な事情に分けて記述するものとする。特別予防の見地から考慮すべき情状は、各被疑者ごとに記述する。被疑者の個別の情状においては、各被疑者の役割の軽重（主犯格か、従属的立場か）、利得の多寡等の比較を念頭において記述する。

第○ 情状

- 1 A両名共通
 - (1) 不利な事情
 - (2) 有利な事情
- 2 A1について
 - (1) 不利な事情
 - (2) 有利な事情
- 3 A2について
 - (1) 不利な事情
 - (2) 有利な事情

⁴³ 「動機に酌量の余地がない。」と評価を記述するのみでは足りず、「遊興した挙げ句生活費に窮し、勤務先の現金を横領したものであって、自己の責任を第三者に転嫁したものといえ、動機に酌量の余地はない。」などと、具体的な事実とその評価を論述すべきである。なお、酌量減輕の規定（刑法66条）を適用して法定刑の範囲を下回る求刑をすとした場合には、その要件該当性を付記すべきである。

第6 記載例

資料1 (単独犯の記載例)

第1 終局処分

1 公訴事実

被告人は、平成28年4月19日午後11時頃、東京都〇区〇〇1丁目2番3号先路上において、強島力男（当時40歳）に対し、殺意をもって、出刃包丁（刃体の長さ約18.2センチメートル）でその左胸部を1回突き刺し、よって、同月20日午前2時頃、同区〇〇2丁目3番4号都立〇〇病院において、同人を左胸部刺創に基づく失血により死亡させて殺害したものである。

2 罪名及び罰条

殺人 刑法199条

3 求刑意見

懲役〇年

出刃包丁1丁没収（犯行供用物件・被告人所有）

第2 犯人性

以下、被疑者大泉和光を「A」、被害者強島力男を「V」と略記する。

1 間接事実

(1) 間接事実第1

ア 認定した間接事実の概要

犯行現場付近から発見された凶器の柄に、Aの指紋が付着していたこと

イ 認定プロセス

犯人は、平成28年4月19日午後11時頃、東京都〇区〇〇1丁目2番3号先路上（同所所在の居酒屋「和光」前路上。同店店長甲本一郎を以下「甲本」という。）において、凶器の刃物でVの左胸部を1回突き刺し、その後、当該凶器を持って北西方向に逃走した（4/20甲本KS, 4/20報〔本件認知〕）。同月20日午前0時頃、犯人捜索中の警察官が、犯行現場の北西約200メートルに位置する和光人民公園内の植え込みから、出刃包丁1本を発見した（4/20報〔凶器の発見〕）。

同出刃包丁には、その刃体部分全体に血痕が付着していたところ、鑑定の結果、当該血痕は人血で、そのDNA型がVのDNA型と一致することが判明した（4/20報〔包丁の状態〕, 4/25報〔鑑定結果〕等）。司法解剖の結果、犯行に使用された凶器は、刃幅約3センチメートル、刃体の長さ18センチメートル前後若しくはそれ以上、厚さがやや薄い刃物と推定されるところ（4/21報〔解剖結果〕）、上記出刃包丁の刃幅は最大約3.1センチメートル、刃体の長さ約

18. 2センチメートルであり、同出刃包丁が本件凶器であるとしても矛盾しないとの解剖医の意見が得られている（4/26報〔凶器の特定〕）。以上からすれば、上記出刃包丁は、本件犯行に用いられた凶器と合理的に認定することができる⁴⁴。

そして、上記出刃包丁の柄から指掌紋1個が採取されたところ、これがAの右手示指の指紋と一致した（4/20報〔包丁の状態〕、4/22報〔指紋の一致〕等）。

ウ 意味付け

以上は、犯行現場付近に遺留された凶器の柄から、Aの指紋が検出されたという間接事実であり、Aが触れたことのある包丁が犯行に用いられたという意味で、事件とAとを結び付ける事情となる。この点、Aが触れたことのある包丁を入手したA以外の者が、同包丁を用いて犯行に及んだ可能性も想定できる。しかし、使用済みの包丁が流通過程に置かれることは、一般的には稀有な事態といえるから、その可能性は高いとは言えない。本間接事実、Aの犯人性を相当程度推認させる。

（本間接事実については、司法解剖結果やDNA型鑑定結果、指紋鑑識結果といった客観的証拠を中心とした立証が可能であり、凶器の発見経緯や指紋の採取経緯等の前提事項に疑義が生じなければ、間接事実の立証自体は比較的容易といえる。想定される証人も解剖医等の専門家証人や警察官であり、出廷確保の難度も高くはないことから、立証の柱に据え得る間接事実といえる。）

(2) 間接事実第2

ア 認定した間接事実の概要

Aの居宅から、凶器の出刃包丁を購入したレシートと同出刃包丁の開封済みパッケージが発見されたこと

イ 認定プロセス

平成28年4月23日、Aが単身居住していた勤務先従業員寮のAの居室に対する捜索を実施したところ、同居室内のゴミ箱の中から、東京都〇区所在の乙川刃物店の、同月19日午後6時15分発行のレシート1枚（購入商品名：出刃包丁）が、包丁の開封済みのパッケージと共に発見され、差し押さえられた（4/23捜押）。

同レシートの購入商品は、本件の凶器と認められる上記出刃包丁と同一の商品で、上記パッケージも同商品のものであったが、同商品は、〇〇社が同月から製造を開始した新商品であり、その製造個数は10丁で、そのいずれもが乙川刃物店に卸売りされていた。そのうち、乙川刃物店で販売されたのは上記レシート分の1丁のみで、

⁴⁴ 犯行時以外の機会にVの血液が付着した可能性も想定は可能であるが、人血が付着した包丁が公園の植え込みに遺留されることは、経験則上稀有な事態といえるし、Vの血液が刃体全体に付着する機会が犯行時以外にあったとするのも現実的と思われぬ。問題意識を持つことは重要であるが、事案の証拠関係に照らし、あまりに非現実的な反対仮説については論じるまでもなからう。

残る9丁は同店に在庫として保管されていた(4/24報〔レシート裏付け〕)。以上からすれば、上記レシートは、本件の凶器の上記出刃包丁を購入した際のレシートと特定できる。

ウ 意味付け

以上は、Aの居室から、凶器購入時のレシート等が発見されたという間接事実であり、犯行の約5時間前に購入された凶器の出刃包丁が、その後犯行までの間にAの支配下にあったことを示す意味で、事件とAとを結び付ける事情となる。すなわち、レシートにしてもパッケージにしても、本体となる出刃包丁と独立して流通する性質のものではないから、これらがA居室に存在した事実は、本体の出刃包丁がA居室にあったことを示す。そして、A居室は、Aが単独で居住していたから、上記出刃包丁がAの支配下にあったことが推認できる。

購入後犯行までの時間が約5時間で、購入当夜のうちに犯行が行われていることからすると、上記出刃包丁を購入して自室に持ち帰ったAが、それをパッケージから取り出して外出し、犯行に及んだと考えるのが自然かつ合理的である。

これに対し、Aが当日入手してその支配下に収めていた出刃包丁を、Aが第三者に交付した可能性も想定はできるが、包丁は広く市販されている種類の物品であるから、Aから交付を受ける必要性は乏しく、現実的とは言い難い。第三者が包丁をAの居室から勝手に持ち出した可能性も想定はできるが、Aの居室はA専用の部屋であり、従業員寮の共同炊事場には、共用の出刃包丁が別途備え付けられていた(4/25検証)ことから、わざわざA居室から持ち出す必要は乏しく、これも現実的とは言えない。

以上からすると、本間接事実は、Aの犯人性を強く推認させる。

(レシート発見事実は証拠物及び発見状況に関する警察官供述で、同レシートが凶器購入時のそれであることは、利害関係のない乙川刃物店経営者らの供述及びこれを裏付ける売上帳等の物証でそれぞれ立証可能であり、立証上の難点はなく、立証の柱に据え得る間接事実といえる。)

(3) 間接事実第3

ア 認定した間接事実の概要

Aは、犯行の約3時間後、知人である丙前四郎(以下「丙前」という。)にアリバイ供述を依頼したこと

イ 認定プロセス

Aは、平成28年4月19日から同月20日にかけての夜は、丙前の自宅にはいなかったにもかかわらず、同月20日午前11時頃、丙前の自宅に突然現れ、丙前に対し、「警察が来たら、昨夜は、俺とお前は一緒にお前の家にいたと説明してくれ。」と告げた(4/28丙前KS)。

なお、丙前は、同月24日の取調べでは、「4月19日から同月20日の夜は、一晩中自宅でAと一緒にいた。」旨供述していたが（4/24 丙前 KS。以下「変遷前供述」という。）、その後同月28日の取調べで、上記供述を撤回し、「4月19日から同月20日の夜に自宅でAと一緒にいたというのはうそである。なぜそのようなそをついたのか」というと、Aからそのように話せと頼まれたからである。」などと、Aにアリバイ供述を依頼された事実を供述するに至った（4/28 丙前 KS。以下「変遷後供述」という。）ので、これら供述の信用性につき検討する。

まず、変遷前供述の信用性につき検討するに、同月25日に実施された丙前自宅の搜索の結果、埼玉県〇市内の24時間営業サウナの会員カード（丙前名義）が押収されたが（4/25 捜押）、同会員カードの利用履歴を照会したところ、同月19日午後7時から同月20日午前7時までの時間帯における同施設の利用が確認され（4/26 報〔利用履歴〕）、当該利用者が丙前本人であることが防犯カメラ映像から判明した（4/27 報〔サウナ利用者〕）。変遷前供述は、上記防犯カメラ映像等の客観証拠と矛盾し、信用することができない。

次に、変遷後供述の信用性につき検討するに、丙前は、中学生時代のAの同級生で、犯行時に至るまで親しく交際を続けてきたAの友人であるから（4/24 丙前 KS）、Aをかばいこそすれ、Aに不利益な虚偽供述に及ぶことは想定し難い。「旧知のAの依頼でAの言うとおりの口裏を合わせてうその供述をしたが、サウナの防犯カメラ映像を示されてうそを言い通せなくなり、うそをついた経緯も含めて実際のことを話した。」という変遷理由（4/28 丙前 KS）も合理的で、供述経過は自然と言える。そもそも、Aがどのような供述をするかの見通しなしに、Aの行動に関する虚偽供述をした場合、相互の供述が食い違つてつじつまが合わなくなるのが容易に予想されるのであるから、Aからの働きかけなしに丙前がかような虚偽供述に及んだとは想定し難く、供述内容自体も自然かつ合理的である。

以上から、丙前の変遷前供述は信用できず、変遷後供述は信用できる。

ウ 意味付け

以上は、Aが丙前に対し、犯行時を含む時間帯にAが丙前方にいた旨のうその供述を警察にするように依頼する発言をしたという間接事実であり、犯行時に犯行現場にいなかったとするアリバイ供述を依頼したという意味で、事件とAとを結び付ける事情となる。もっとも、犯行と無関係に上記依頼に及んだ可能性も排斥はできないことから、本間接事実単独では、その推認力は限定的なものにとどまる。

（本間接事実の立証は、丙前供述による。上記のとおり信用性は認められるが、推認力の程度や立証の確実性を見地からすれば、立

証全体の柱というより、客観的証拠を中心とした他の間接事実による推認を補強する位置付けとするのが妥当と考える。)

2 直接証拠

(1) 直接証拠となる証拠

居酒屋「和光」店長の甲本は、同店閉店後、店を出るVを出入口まで見送ったところ、店を出たVに対して犯人がいきなり刃物で突き刺す行為に及んだ場面を、店内から、開き戸が開いた状態の出入口越しに目撃した旨を供述するとともに、その犯人が同店の常連客であるAである旨明確に供述している(4/20 甲本 KS, 4/27 甲本 PS)。したがって、甲本の供述は、Aが犯人であることを直接認定し得る証拠である。

(2) 信用性

ア 犯行場面等に関する供述

甲本は、「Aは、持っていた刃物でVの左胸部を1回突き刺すと、その刃物を持ったまま北西方向に逃げていった。」と供述するところ、犯行場面に関する供述は、Vの創傷が左胸部の刺創1箇所のみであったこと(4/21 報〔解剖結果〕)と整合する上、犯人の逃走状況に関する供述も、犯行現場北西方向の公園の植え込みから、DNA型がVと一致する血痕が付着した出刃包丁が発見されていること(間接事実(1)で認定済み)と整合する。いずれも、事件発生直後の記憶の鮮明なうちからの一貫した供述である上、目撃条件も後述のとおり良好であり、信用性は高い。

イ 犯人がAであるとの供述

その犯人がAであるとの供述についても、上記出刃包丁からAの指紋が検出されたことや、犯行後Aが所在不明となっていること、Aの居室から上記出刃包丁のレシートが発見されたことや、Aが知人にアリバイ供述を依頼したことといった、事件とAとの結び付きを示す事実関係(以上、間接事実の項で認定済み)により裏付けられている。

AとVはいずれも同店の常連客であり、甲本は両名との間で一応の利害関係は有するが、上記裏付けが得られていることからすれば、意図的な虚偽供述の可能性は否定できる(そもそも、甲本はVから借金の返済を迫られていた一方、AにはVへの借金返済について相談に乗ってもらっていたという関係にあり、Aをかばうことはあっても、Aに不利益な虚偽供述を行う動機はないものといえる。)

目撃条件についてみると、店内からの目撃ではあっても、開き戸を開いた状態では、発生現場である店外の状況は遮るものなく見通すことができ、目撃時のA及びVとの距離も約1メートルと近かった(4/26 実〔目撃再現〕)。犯行時は街灯や店内からの灯りで店外は明るく(4/21 実〔発生現場〕)甲本の視力は両目とも2.0で(4/20 甲本 KS)、目撃の客観的条件は良好であった。甲本は、「Vが深酒

をして足取りがおぼつかなかったので、出入口まで見送り、Vの様子を注意して見ていた際に事件が起きた。」旨供述するところ(4/27甲本PS)、意識的に観察していた状況下での目撃で、犯行場面はそれ自体印象的な出来事でもあるから、目撃の主観的条件も良好で、認識の誤りや記憶違いの可能性も否定できる。

識別状況についてみると、甲本は、犯行時まで50回は会ったことのある常連客のAの特徴は十分把握していたといえるところ、甲本は、「事件の際、犯人の全身の右側がはっきりと見えたが、身長体格はAの身長体格そのまま、着ていた服もAが普段から着ていた作業着だった。横顔だったが顔の特徴はAの特徴そのまま、特に右頬の傷跡が全く同じであった。逃げていくときの走り方も、右足を引きずるといふ、この近辺では見ることのないA特有の走り方だったので、犯人はAで間違いない。」と述べる(4/20甲本KS、4/27甲本PS)。その識別根拠は十分に具体的かつ詳細である。また、かような識別供述は、事件発生直後からの一貫したもので、変遷等の事情もない。

ウ 結論

以上からすれば、甲本の供述は、犯人がAであるという点も含めて信用することができる。犯人の横顔を見た時間は数秒間と長くはないが、上記のとおり、Aの犯人性を示す裏付けが得られていることからすれば、信用性に疑義は生じないものといえる。

3 被疑者供述

(1) 認否

Aは、逮捕当初から勾留16日目まで、「自分は犯行とは無関係である。犯行日時頃には、自分は丙前家で丙前と一緒に酒を飲んでいた。」旨供述し、犯人性を一貫して否認していたが(以下「変遷前供述」といふ)、勾留17日目の取調べで、犯人性自体は認めるに至った(以下「変遷後供述」といふ)。

そこで、これら供述の信用性につき論じる。

(2) 変遷前供述の信用性

ア 犯行と無関係であるとの供述について

Aは、自分は犯行と無関係である旨述べていたが(5/20APS等)、凶器の出刃包丁にAの指紋が付着していたことや、A居室から上記包丁のレシート等が発見されたことといった上記の事実関係や、Aが犯行後に無断欠勤し、従業員寮にも戻らなかった事実(4/23報〔所在確認〕)を合理的に説明し得ていない。

すなわち、凶器の出刃包丁にAの指紋が付着していたことにつきAは、「全く身に覚えがない。自分が使っていた包丁が事件の2、3か月ほど前に持ち去られたことがあったので、それが犯人の手に渡ったのではないか。」と述べるが(5/20APS)、上記出刃包丁の製造が開始されたのは、事件のあったその月の平成28年4月であ

り（4/24 報〔レシート裏付け〕），Aの上記供述は客観的事実と矛盾している。

また，上記出刃包丁のレシート等がA居室から発見されたことにつき，Aは「全く身に覚えがない。従業員寮に住む誰かが勝手に捨てていったのではないか。」と述べるが（5/20 APS），Aが居住していた従業員寮には，一つある出入口の脇に入居者用のゴミ集積場があり，いつでもそこにゴミを捨てることができたところ，Aの居室は従業員寮の中で，出入口から遠い最も奥の居室である（4/25 報〔従業員寮〕）。従業員寮に住む他の者が，レシート等をわざわざA居室に捨てる合理的な理由は見出し難い。従業員寮に居住しない者については尚更である。なお，A以外の従業員は，いずれもVと面識のない者で，居酒屋「和光」とも無関係であった（4/25 報〔従業員寮〕）。

また，Aが犯行後に勤務先を無断欠勤し，寮にも戻らなかったことにつき，Aは「職場の仲間とトラブルになったので，勤務先を辞めて知人方で寝泊まりしていた。」と述べるが（5/20 APS），勤務先従業員に聴取しても，そのようなトラブルの存在は確認できない上（5/22 報〔聴取結果〕），A自身，トラブルの中身やその相手，寄宿先の知人の氏名については，「相手に迷惑がかかる。」などと述べて明らかにしようとしな。殺人罪という重大な嫌疑がかかっている中で，かような言動に出ていることは，本件と無関係な者の行動としては不可解というほかない。

イ アリバイ供述について

Aは，上記のとおり，犯行日時には丙前の自宅にいたとして，自己にアリバイがある旨供述しているが，これを裏付ける客観証拠はない。Aのアリバイ供述に沿う証拠としては，丙前の変遷前供述があるが，これが信用できないことは上記のとおりである。

ウ 結論

以上から，犯人性に関するAの変遷前供述は信用することができない。

(3) 変遷後供述の信用性

Aは，勾留17日目の平成28年5月22日の取調べで，「居酒屋『和光』前路上でVを刺したのは自分に間違いない。」などと述べて，犯人性自体は認めるに至った。

Aは，「犯行に用いた凶器は，犯行当日の終業後の夜，乙川刃物店で購入した出刃包丁だった。購入後，自宅に戻って出刃包丁のパッケージとレシートを部屋のゴミ箱に捨て，出刃包丁をさらしで巻いて腹巻に挟み込み，Vが行きつけの居酒屋『和光』に行き，店の前でVが出てくるのを待ち構えた。」「Vを刺した際，居酒屋の出入口の引き戸が開いていたし，逃げるときに後ろから『大丈夫か。』といった店長の甲本さんらしき声が聞こえたので，甲本さんに犯行場面を見られ

たかもしれない、警察に通報されたかもしれないと思い、従業員寮には帰るに帰れず、翌日から職場を無断欠勤した。アリバイを作りたかったが、頼む相手がいなかったのも、事件の翌日の昼前に、知人の丙前にアリバイ供述を依頼した。」「丙前が事件の夜にサウナに行っていた記録があることを警察官から聞き、うそのアリバイを依頼した事実がばれてしまったと思ったので、いまさらうそを言っても通らないと思い、本当のことを話すことにした。」旨供述する(5/22APS)。

Aの上記変遷後供述は、上記間接事実第1ないし第3や甲本の目撃供述とよく整合する。上記の変遷理由も合理的で、供述経過は自然と言える。後述のとおり、犯行状況に関するA供述には、信用し難い部分もあるが、以上からすれば、自己が犯人であることを認める部分は信用することができる。

4 総合評価・立証方針

以上を総合すれば、Aが本件の犯人であることは明らかである。

すなわち、間接事実第1(凶器からA指紋)のみでは、Aが触れたことのある出刃包丁を第三者が犯行に使用したという反対仮説を排斥し難いが、間接事実(2)(A方から凶器のレシート発見)からすれば、凶器の購入は犯行の約5時間前であるから、これが第三者に使用された反対仮説は現実性が乏しいと評価できる。むしろ、間接事実第1及び第2からは、Aが犯行当日、本件凶器を購入した上で、その約5時間後に、自らそれをを用いて犯行に及んだと考えるのが自然かつ合理的であり、間接事実第3は、かような推認を裏付け、補強する関係に立つ。

そして、目撃者甲本は、犯行場面を目撃し、その犯人がAであることを明確に供述している。この供述が信用できることは上記のとおりであり、立証上の難点も見当たらないことから、甲本供述を立証の柱に据え、上記の各間接事実甲本供述の信用性を支える補助事実として立証するのが簡明かつ直截的である。

第3 犯罪の成否等

1 構成要件・客観面

(1) 問題となる構成要件要素

殺人罪の客観的構成要件要素は、①殺人の実行行為を行ったこと、②人の死の結果が発生したこと、③①と②の間に因果関係があることである。このうち、②及び③については、死体検案書や司法解剖の鑑定書等の証拠から問題なく認定できるから、以下、①の実行行為につき論じる。

(2) 殺人の実行行為を行ったこと

ア 意義

殺人罪の実行行為とは、人の死の結果を生じさせる現実的危険性のある行為をいう。

イ 事実認定

・(積極証拠に基づく事実認定)

(ア) 創傷の部位・程度

Vの創傷は、Vの左胸部（左乳頭の左上1センチメートルの位置）からほぼ水平方向に身体の中心に向かい、創洞の深さは約18センチメートルに達し、その際、肋骨を切断して左心室を貫通し、最深部は脊柱に及んでいる（4/21報〔解剖結果〕）。

(イ) 凶器の形状等

凶器として使用された出刃包丁は、刃体の長さ約18.2センチメートルで、幅が最大で約3.1センチメートル、刃の厚みが最大で約2ミリメートル、先端は鋭利である（4/26報〔凶器の特定〕）。

(ウ) 行為態様

上記のとおり信用性の認められる甲本供述（4/27甲本PS等）によれば、Aは、Vに向かってその正面に立ち、胸の高さで右手に持った出刃包丁をVに向けながら、立ちすくんで棒立ちになったVの正面から体当たりして、前記出刃包丁でその左胸部を突き刺したと認められる。

(消極証拠の検討)

Aは、犯人性は認めたものの、犯行時の状況につき、「Vに対し、脅すために出刃包丁を突き付けたところ、Vが『この野郎、なめとんのか、しばくぞ。』と怒鳴りながら、私に殴りかかってきたので、これをやめさせようと思い、体をのけぞらせながら、出刃包丁を持っていた右手を少し前に出した。それでもVが私に近付いてきたので、出刃包丁がVに刺さってしまった。」旨述べて、殺人の実行行為性を否認している（5/22APS）。

そこで検討するに、Aの上記供述は、信用性の認められる上記甲本供述に反する上、Vの司法解剖結果によれば、上記のとおり、Vの胸部の創傷は肋骨を切断し、創洞も出刃包丁の刃体の長さ匹敵する程度の深さに達しており、相当強度な刺突行為がなければこうした創傷は生じず、Aの弁解するような態様では生じ得ないと認められる（5/24解剖医戊崎PS。利害関係のない解剖医が専門的知見に基づき供述したもので、信用性に問題はない）。

以上からすれば、犯行時の状況に関するAの上記供述は信用できない。

ウ 法的評価

以上で認定した事実によれば、Aは、刃体の長さ約18.2センチメートルの鋭利な出刃包丁という、殺傷能力の高い刃物で、身体の枢要部である左胸部を体当たりしながら相当強い力で突き刺し、刃体の長さと同様深さ約18センチメートルの刺創を負わせたものである。こうしたAの行為は、人の死の結果を生じさせる現実的危険性のある行為と評価できる。

2 構成要件・主観面

(1) 問題となる構成要件要素

以下、Aに殺人罪の故意があったことについて論じる。

(2) 殺人罪の故意

ア 事実認定

(積極証拠に基づく事実認定)

(ア) 行為態様及び創傷の部位・程度に関する認識

Aは、上記のとおり、街灯の明かりや店の灯りに照らされた犯行現場において、立ちすくんで棒立ちになったVの正面から体当たりをしてVの左胸部を突き刺して深さ約18センチメートルの刺創を負わせたものであるところ、①現場周辺の明るさやAとVの位置関係から、Vの体勢や動作をはっきり見ることのできる状況にあったこと(4/21実[発生現場])、②棒立ちのVに対し、一直線に出刃包丁を突き出して刺したこと(4/20甲本KS等)に照らすと、出刃包丁を突き出す部位がVの左胸部であることを十分に認識し、同部を狙って強い力で突き刺したものと認められる。

(イ) 凶器の形状に関する認識

Aは、凶器である出刃包丁を手を持って犯行現場に赴いたのであり、これが危険な刃物であることは十分認識していたと認められる(Aもその旨認めている。5/22APS)。

(ウ) 犯行直後のAの言動

信用性の認められる甲本供述(4/20甲本KS)によれば、Aは、犯行後、血を流しながら倒れているVに対し、何ら驚くことなく、「ざまあみろ。」と言い放ち、救助に向けた言動を一切取らないまま、犯行現場を立ち去ったものと認められる。

(消極証拠の検討)

Aは、「殺すつもりはなかった。Vの左胸部を狙って突き刺したわけではない。」旨述べて、殺人の故意も否認している(5/22APS)。しかし、その弁解は、信用できない行為態様に関する供述を前提とするものであるから、信用できない。

イ 法的評価

Aは、殺傷能力の高い出刃包丁の危険性を認識しながら、あえて、この出刃包丁で人体の枢要部である左胸部を狙って強く突き刺したと認められる上、犯行後の言動もVの死の結果を意図していることをうかがわせるものであるから、殺人の故意があったことを優に認定できる。

3 違法性、責任、訴訟条件

Aは、上記「犯行時の状況に関するA供述」のとおり弁解し、自己の行為が正当防衛である旨も主張している。しかし、上記のとおり、VはAを目の前にして立ちすくんでおり、Aに対して殴りかかったり、Aに近づいたりした事実は認められないことから(4/27甲本PS等)、「急迫

不正の侵害」が存在しないことは明らかであり、正当防衛は成立しない。

- 4 罪数関係
殺人罪一罪。
- 5 その他の犯罪の成否
特になし。

第4 情状関係

- 1 不利な事情
 - (1) 先端鋭利な凶器を用いた危険な犯行。
 - (2) あらかじめ凶器の包丁を準備し、店を出てくるVを待ち伏せした計画的犯行。
 - (3) Vの死の結果は重大。
 - (4) A本人は動機を語らないが、金銭上のトラブルが背景にあるものと推察される状況にある。トラブルを暴力で解決しようとしたという点で、動機は短絡的との非難は免れない。
 - (5) V遺族の処罰意思は峻烈。慰謝の措置なし。
 - (6) 行為態様を否認しており、反省の弁は表面的。
- 2 有利な事情
15年前に暴行の前歴があるが、前科はない。

資料 2 (共犯の記載例)

第 1 終局処分

1 公訴事実

被告人兩名は、共謀の上、平成 28 年 4 月 5 日午後 4 時頃、東京都〇区〇〇 2 丁目 3 番 4 号先路上において、強島力男(当時 40 歳)に対し、被告人大泉が、「財布出してよ。出さないと痛めつけるよ。」などと、被告人和光が、「俺は刑務所から出たばかりや。何黙ってんねん。なめとんのか。財布出せや。早く出さんとしぼくぞ。」などと、それぞれ語気鋭く申し向けて金品の要求をし、この要求に応じなければ上記強島の身体にいかなる危害をも加えかねない氣勢を示して同人を怖がらせ、よって、その頃、同所において、同人から同人所有の現金 10 万円の交付を受けてこれを喝取したものである。

2 罪名及び罰条

恐喝 刑法 249 条 1 項, 60 条

3 求刑意見

被告人兩名につき、いずれも懲役〇年

第 2 犯人性

以下、被疑者大泉一郎を「A1」、被疑者和光二郎を「A2」、被害者強島力男を「V」と略記する。(本文省略)

第 3 犯罪の成否等

1 客観面

(1) 構成要件要素

恐喝罪の構成要件要素は、ア) 恐喝行為、イ) アに基づく相手方の畏怖、ウ) イに基づき財物を交付させたことであるが、イウについては、後述のとおり信用性の認められる V 供述や、被疑者兩名の金銭費消状況に関する捜査結果、費消した上記金銭が V に交付させた金銭であることを認める A 兩名の供述等の証拠から明らかに認められることから、以下、アにつき論じる。

(2) 恐喝行為

ア 意義

恐喝行為とは、①財物交付に向けられた、②人を畏怖させるに足りる脅迫又は暴行を加えることをいい、その脅迫又は暴行の程度が相手方の反抗を抑圧しない程度のものをいう。

イ 事実認定

V 供述 (4/5 害, 4/10 VPS) によれば、A 兩名が、平成 28 年 4 月 5 日午後 4 時頃、犯行現場の路上で、面識のない V を二人がかりで突然取り囲んで路地裏に連れ込み、V に対し、A1 が「財布出してよ。出さないと痛めつけるよ。」と言い、続いて A2 が「俺は刑務所から

出たばかりや。何黙ってんねん。なめとんのか。財布出せや。早く出さんとしぼくぞ。」などと言ったことが認められる。

この点A2は、「金を脅し取るつもりでA1と協力し、二人がかりでVを路地裏に連れ込んだ事実は間違いないが、路地裏では自分は一言も発しておらず、Vへの脅しはA1が一人でやっていた。」旨供述し(4/20A2PS)、脅迫の実行行為を分担した事実を否認していることから、被害状況に関する上記V供述の信用性を検討する。

V供述は、上記日時場所で、Vが二人組の男性に取り囲まれ、路地裏に連れ込まれる姿を撮影した街頭設置の防犯カメラ映像(4/7報〔カメラ映像〕)や、被害直前の時間帯である同日午後3時50分に同所直近に設置のATMからVが出金した現金10万円(4/6報〔被害金出金時のATM画像〕)が、同日午後4時20分の警察官臨場時にはVの所持品中に存在しなかったこと(4/5報〔被害事実確認〕)と整合している。

脅迫場面についてみても、A2が言ったとVが供述する「俺は刑務所から出たばかりや。」との発言については、本件の約1か月前の平成28年3月1日にA2が〇〇刑務所を出所したという客観的事実(4/15報〔出所時期〕)と整合している。Vは、本件被害時までは、A兩名とは全く面識がなかったのであるから、上記供述は、被害当時にそのように告知されたのでなければおよそ語り得ない供述と認められ、その信用性は高いと言える。その場にいた共犯者A1も、「私が脅した後、A2も『俺は刑務所から出たばかりや。何下向いとんのか。なめとんのか。財布出さんとしぼいたるぞ。』と言って被害者を脅し上げていた。」(4/19A1PS)などと、V供述と整合する内容の供述をしており、これはV供述の信用性を更に高める事情と言える。

Vは、上記のとおりA兩名とは全く面識がなかった利害関係のない者であり、A兩名を陥れるような動機を欠いている。また、Vの上記供述は、被害後間もない記憶の鮮明な時点からの一貫した供述である上、内容的にも、前後の状況と整合しており、不自然不合理な点も見当たらない。A兩名には、A1が約2メートル、A2が約1.55センチメートルという顕著な身長差がある上、言葉使いにも違いがある(4/7報〔被疑者の体格等〕)ことから、兩名を混同した可能性も否定することができる。なお、A1には服役経験はない(4/15報〔出所時期〕)。

以上からすると、被害状況に関するVの供述は、脅迫場面も含めて全体として信用でき、これに反するA2供述は信用できない。

ウ あてはめ

(ア) A兩名の行為は、「財布出してよ。」「財布出せや。」という文言の存在から、財布を交付することをVに求めていることが明らかである。したがって、前記①の要件を満たす。

(イ) また、A兩名の行為は、「痛めつけるよ。」「しぼくぞ。」とい

う文言の存在から、Vの身体に危害を加える旨告知してVを畏怖させる害悪の告知であることが明らかである。一方、本件脅迫行為は、凶器を使用したものではない上、内容についても、「痛めつける」「しばく」といったものにとどまることから、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度に至ったとは認められない。したがって、前記②の要件を満たす。

(ウ) 以上から、A兩名の行為が恐喝行為に該当することは明らかである。

2 主観面

(1) A1について（故意及び不法領得の意思）

A兩名の供述等から、A兩名が、犯行日の前日に通行人から金品を恐喝することを相談して決め、実際にそのとおり前記恐喝行為に及んでいることが認められるので、A1につき、恐喝の故意を優に認定できる。

また、A兩名の供述等から、金欲しさの犯行であることが優に認められるので、不法領得の意思が認められるのは明らかである。

(2) A2について（故意及び不法領得の意思）

前記(1)で述べたことから、A2についても、恐喝の故意及び不法領得の意思を優に認定できる。

3 共犯性

(1) 共同実行の事実

前記客観面で認定したとおり、A兩名とも、公訴事実記載の実行行為を行っている。

(2) 共同実行の意思

ア 犯意の相互認識

A兩名の供述によれば、A兩名は、平成28年4月4日午後10時頃、A2方で共に飲酒していた際、A兩名の話し合いで、A兩名で通行人に声をかけ、暴力を振るうように言って相手を脅して金銭を交付させること、相手に怪我をさせると気の毒なので暴力など手荒な手段は避けること、逃走車両は運転免許があるA1が調達・運転することなどが決められたことが認められる。

以上のことから、同日時頃、A2方において、本件恐喝を実行することをA兩名が相互に認識したと認定できる。

イ 正犯意思

A兩名の供述によれば、A兩名は、前勤務先の元同僚であり、年齢も同じで主従の関係は認め難く、対等の関係にあったものと認められるところ、いずれも無職で収入がなかったことから、上記の話し合いを経て、それぞれ、遊興費等を捻出するため本件犯行に及ぶことを決意した。その過程では、運転免許のあるA1が逃走車両を調達・運転し、被害者に対する声かけはA1が先鞭を切って行い、A兩名が口々に脅して金銭を交付させる旨の役割分担が定められ、本件犯行時はそ

のとおり実行されている。犯行で得た現金10万円は、事前の話し合いどおり折半し、5万円ずつ領得していた事実が認められる。

以上から、A兩名は、本件犯行時、それぞれ、相手の行為を利用・補充し合い、自己の犯罪として主体的に犯罪を実現しようとする意思、すなわち正犯意思を有していたと認められる。

4 小括

以上のことから、A兩名には、共同実行の事実・共同実行の意思を認めることができ、恐喝罪の共同正犯が成立する。

5 違法性、責任、訴訟条件等
問題なし。

6 その他の犯罪の成否
特になし。

第4 情状関係（省略）

第3章 検察実務修習における決裁とその資料について

第1 決裁制度の意義と心構え

検察官は、独任制官庁であるから、事件処理においては、不偏不党の立場から、法と証拠のみに則り公正かつ適切に検察権を行使しなければならない。その一方で、個々の事件は過誤なく処理されることが求められ、また、類似した事件間での処理の公平を図らなければならないなど、検察権に対する国民の信頼を維持するため、検察権は統一的に行使されるべきである。

このような検察官の独立と検察権の統一的行使の要請を調和させるものとして、上司（決裁官）による決裁制度がある。すなわち、個々の事件処理に際しては、主任検察官が、決裁官に自らの処理方針を説明し、当該処理方針に関し、決裁官から適切な助言と承認がもたらされることにより、過誤のない、適正かつ公平な事件処理が実現される。

そして、事件の捜査及び処理は主任検察官の権限と責任において行われるべきであるところ、決裁官が主任検察官に対し、適切な助言と承認を与えるためには、まず、主任検察官において、事実関係、証拠及び処理方針につき適切な報告・説明をすることが必要不可欠である。

このような報告・説明能力は、検察官のみならず法曹三者にとって基本的な能力である。したがって、司法修習生は、検察実務修習において、指導係検事の指導監督の下、実際の事件を題材として事件の捜査・処理の在り方を学ぶに際して、自らを「主任検察官」と位置付けて積極的かつ主体的に取り組み、司法修習生として決裁を経験する場合にも、漫然と決裁官の指示を待つのではなく、自己の報告・説明能力を研さんする機会と捉え、取り組むことが求められる。

第2 実務における決裁資料の意義

1 決裁資料作成の目的

主任検察官は、捜査開始後、その進行状況に応じ、適宜、決裁官に対し、その状況等を報告・説明する必要がある。そして、前述のとおり、事件処理決裁においては、まず主任検察官が、決裁官に対し、事実関係、証拠及び処理方針につきの確に報告・説明することが求められるところ、それを簡潔かつ正確に行うためには、多くの場合、口頭での説明に加えて決裁資料を作成することが有用である。

また、部制庁等、捜査主任検察官と公判主任検察官とが分離している場合には、決裁資料は、公判主任検察官に向けての引継資料（公判引継資料）としての性質も兼ねているのであり、この点からも決裁資料の作成が求められる。

2 検察実務修習において決裁資料を作成する際の留意点

導入修習,分野別実務修習及び集合修習で実施される検察終局処分起案は,司法修習生が法科大学院等で培った法的知識を実務的な視点で確認し,かつ,犯人性及び犯罪の成否の双方につき事実認定の基本的な思考過程を習得するためのものであるから,結論に至る思考過程を丁寧に示す必要があり,記載の分量も自ずと多くなることが多いと思われる。

これに対し,検察実務修習において,司法修習生が取り組んだ個々の事件の終局処分時に作成する決裁資料は,司法修習生が,仮に当該事件の主任検察官となったとして,策定した処理方針とその理由を,限られた時間の中で決裁官に端的に伝達するためのものであるから,問題点を中心とした簡にして要を得た記載が求められる。

もともと,ここで説明するのは,いわば「最大公約数」的な決裁資料であるから,実際の事件処理においては,各実務庁に定められた記載要領に従うとともに,事件に応じて必要な事項を記載しなければならない。

なお,不起訴事件は不起訴裁定書を作成するので,原則として別途決裁資料を作成する必要はない。

第3 検察実務修習における決裁資料の記載事項

1 事案の説明

(1) 事案の概要

事案の概要を端的に記載する。

公訴事実をそのまま引き写すのではなく,場合によっては公訴事実に記載のない事実も盛り込みつつ,「覚せい剤約0.3gの単純所持事案」,「ホームレスによるコンビニでの食品等の万引き事案」等,事案の特徴や骨子をふまえた簡略な説明が望ましい。

また,動機犯や被疑者と被害者との従前の関係に端を発する事件等の場合,必要に応じて,犯行に至る経緯,犯行状況及び犯行後の状況等からなる時系列を記載する。ただし,この時系列は,犯人性の認定,犯罪の成否及び求刑を検討するのに必要な範囲で簡潔に記載し,いたずらに網羅的であってはならない。

(2) 捜査の端緒

多くの事件においては,捜査の端緒が犯人性の認定に重要な意味を有するので,記載する必要がある。捜査の端緒が犯人性の認定に意味を持つものの,その推認過程が分かりにくい場合,被疑者を犯人と特定するに至った時系列を簡潔に記載する。

(記載例 1-1)

11:10am 本件発生

11:35am Aを緊急逮捕

この例では、被疑者を犯人と特定した理由が分からないので、次の例のとおり、特定に至る経緯を記載するとよい。

(記載例 1-2)

11:10am 本件発生

11:15am 警察官が現場に臨場。現場にいた目撃者W (A・V双方の同僚) が「AがVを刺した」と申告

11:35am Aを緊急逮捕

また、薬物事犯等においては、薬物押収手続や任意同行から逮捕に至る手続等が問題となる場合もある。その場合には、検討の経過及び結論についても記載する。

2 被疑者の身上等

犯行の動機の有無や更生環境が整っているかなど、犯人性の認定、犯罪の成否及び求刑の検討に必要な限度で、被疑者の身上等を簡潔に記載する。

前科についても、求刑の一根拠となるので、この項で記載するとよい。

3 認否

第2章で示したように、検察終局処分起案においては、客観証拠の十分な検討を徹底するため、犯人性に関して、被疑者供述の検討に先んじて間接事実及び被疑者供述以外の直接証拠を検討して論述することが求められる。

実務においても、客観証拠を最も重視すべきであることは当然である。その一方で、実務においては、争点を意識したメリハリのある立証が求められている。もちろん、公判前整理手続又は第1回公判期日を経なければ争点は確定しないものの、経験則上、捜査段階における被疑者の弁解がそのまま公判における争点を形成することが多いから、捜査段階における被疑者の認否及び弁解の概要を把握することは、公判における争点を予測し、それについての立証構造を把握することに資する。

そのため、実務においては、事実関係及び証拠を検討する前提として、被疑者の認否及び弁解の概要を裁判官に説明し、それに応じた立証構造を念頭に置きつつ、以後、犯人性及び犯罪の成否につき報告・説明するのが分かりやすいと思われる。

そこで、裁判資料においては、事実関係及び証拠の記載に先立って、被疑者の認否を端的に記載する。なお、これは、被疑者の認否及び弁解内容のみを検討すれば足りるとの趣旨ではなく、公判において争点となり得る可能性がある事項については、弁解の有無にかかわらず検討して記載しなければならない。

(記載例 1) 暴行の実行行為性及び故意を否認。「突き落とすつもりはなかった。階段を上っていたとき、自分が振り向くとVが転倒した。Vが自分の真後ろにいたことも知らなかった。」と弁解。

(記載例2) 殺意を否認。「少し怪我をさせてやろうと思って刺した。死ぬとは思わなかった。」と弁解。

4 犯人性

証拠とその信用性を吟味し、公判における効率的かつ効果的な立証を意識して証拠構造を組み立て、それを前提に証拠関係とその評価を記載する。

犯人性に関する証拠構造は、直接証拠型と間接事実型に大別される。

直接証拠型とは、被疑者と犯人とが同一であることを直接に立証し得る証拠がある場合をいい、防犯カメラの映像や目撃者による犯人目撃識別供述がその典型である(15頁参照)。このような証拠が存在し、かつ、十分な信用性が認められれば、当該直接証拠を立証の中核とするのが一般的と思われる。

このような直接証拠がない場合、被疑者と犯人との結び付きを推認させる間接事実を立証し、いくつかの間接事実が集積することにより、被疑者が犯人であることを立証することになり、このような立証の構造を間接事実型と呼ぶ(9頁参照)。

(1) 直接証拠が存在する場合の記載

ア 直接証拠が非供述証拠である場合(防犯カメラ映像、現場録音音声)

映像又は音声等により認定できる犯人像が、被疑者のそれと確実に結び付いているか否かの検討が重要である。例えば、防犯カメラ映像であれば、そもそも人物が識別できる程度に鮮明であるか、映像に映っている人物の着衣と被疑者所持の着衣との同一性が認められるかなどについて検討し、決裁資料に検討結果を簡潔に記載すべきである。また、防犯カメラ映像の人物の身長や現場録音音声の声紋につき鑑定を実施した場合、その鑑定手法の合理性及び信用性について言及すべき場合もあろう。

イ 直接証拠が供述証拠である場合(犯人目撃識別供述)

目撃状況、識別状況の双方の観点から、信用性の慎重な検討が必要である(15頁参照)。その際、重視すべきは客観証拠との整合性であり、犯人目撃識別供述を裏付ける客観証拠が存在する場合には、必ずこれを挙げるべきである。なお、この客観証拠は、目撃識別供述の裏付けとなるだけでなく、それ自体が間接事実の根拠となり得る場合が多く、その場合、間接事実としての位置付けも検討すべきである。

次に、犯人目撃識別供述が、他の第三者供述と整合することをもって信用性の根拠とする場合、当該第三者供述の信用性についても検討が必要である。

(2) 直接証拠が存在せず、間接事実型の立証を予定する場合の記載

ア 非供述証拠を中核とする間接事実の場合

DNA型鑑定結果(血痕、体液)、鑑識結果(指掌紋、足痕等)、押収物(犯行供用物件、被害品等)等を中核とする間接事実である。これ

らは前記①～⑦の類型(10頁)の間接事実のうち、類型①②(証拠物等)を構成する。また、防犯カメラ映像や現場録音音声は、識別できるほど鮮明でない等の理由から直接証拠となり得ない場合でも、犯人の特徴等を認識できる限度で類型③(特徴)や類型④(犯行の機会)を構成し得る場合がある。

イ 供述証拠を中核とする間接事実の場合

犯行を目撃したものの犯人を識別できない者の供述は、前記類型③(特徴)の間接事実を構成し得る。これに対し、犯行自体は目撃していないものの犯行に近接する日時・場所で被疑者を目撃した者の供述は、類型④(機会)の間接事実を構成し得る。

また、犯行前又は犯行後に被疑者から犯行について聞かされた者の供述は、類型⑥(犯行前後の言動)を構成し得、その内容によっては類型⑦(動機)の間接事実をも構成し得る。

これらは、全て当該供述の信用性の検討が不可欠である。犯人目撃識別供述と異なり、犯人性立証の決め手ではないものの、上記各間接事実を構成するほか、直接証拠の信用性を支える場合も多い。検討の視点については、信用性検討の前記考慮要素①から④(13頁)を参照し、決裁資料にはその結果を箇条書き等により簡潔に記載する。

(3) 消極証拠の記載

犯人性に関する間接事実とは、基本的に被疑者の犯人性を肯定する方向に働く事実であり、これらの事実を認定させる証拠を積極証拠という。それに対し、被疑者の犯人性を否定する方向に働く事実を認定させる証拠を消極証拠といい、被疑者にアリバイがある旨の第三者供述がその典型である。

この場合、当該消極証拠に信用性が認められれば、被疑者の犯人性が否定されるのであるから、当該消極証拠については必ず信用性を検討し、その結論を記載することが不可欠である。

なお、理論的には、犯人性を否認する被疑者自身の供述も消極証拠であるが、これは後述するとおり「被疑者供述の検討」として記載すればよい。

(4) 犯人性に関する間接事実の記載例

犯人性に関する間接事実の記載例を示す。

(記載例1) 犯行の28時間後に実施したA方の捜索の際、被害品である財布(Vの運転免許証在中)が発見され差し押えられた。

いわゆる近接所持の間接事実である。近接性が強いほど犯人性の推認力は強いので、「28時間後」という要素が重要である。また、被害品と押収品との同一性が問題となり得る場合には、その根拠も検討して記載する。上記記載例では「(Vの運転免許証在中)」との記載がそれに該当する。

(記載例 2) 現場で領置されたたばこの吸い殻から検出された体液のDNA型がAのものと一致した。

遺留物から検出されたDNA型を中核とする間接事実である。ただし、上記事実のみであれば、被疑者が事件と無関係に現場に吸い殻を落とした可能性を否定できず、推認力が強いとまではいえない。したがって、次の例のように、推認力の強弱に関する事情も記載すべきである。

(記載例 2-1) 現場で領置されたたばこの吸い殻から検出された体液のDNA型がAのものと一致した(ただし、この吸い殻がいつから現場にあったのかは証拠上不明)。

(記載例 2-2) 現場で領置されたたばこの吸い殻から検出された体液のDNA型がAのものと一致した(Vは犯人がこの吸い殻を捨てたと供述)。

2-1 は犯人と吸い殻の結び付きが証拠上明らかでない例、2-2 はそれが明らかである例である。後者の場合、V供述の信用性が問題となり得るので、信用性の根拠(現実に吸い殻が発見されていること、AとVとに利害関係がないことなど)を記載すべき場合もあろう。

(5) 共犯者供述の検討

被疑者の犯人性に関する共犯者供述の概要を記載し、その信用性についての結論及び根拠を簡潔に記載する。検討の視点は第2章第3の2(4)(16頁以下)参照。

(6) 被疑者供述の検討

「認否」において記載した自白又は弁解の内容を前提に、犯人性に関する被疑者供述の信用性についての結論及び根拠を簡潔に記載する。検討の視点は第2章第3の2(5)(17頁)参照。

5 事実認定上又は法律適用上の問題点

(1) 総論

公判において事実認定上又は法律適用上、争点となり得る事項に絞って記載すべきである。経験則上、捜査段階における被疑者の弁解が、そのまま公判における争点を形成することが多いことから、被疑者の弁解を中心に検討すべきであるものの、それに限らず、将来の公判において争点となり得る事項については、十分な検討が必要であることは、前記4において述べたことと同様である。更に、積極証拠に限らず消極証拠についても検討し、その結論と根拠を記載すべきことも前記4と同様である。

(2) 客観的構成要件要素

被害者や目撃者が存在する事案、単純な自白事件においては、問題なく認められる場合がほとんどであり、記載は省略するか簡潔なものでよい。認定の手法については第2章第4の3(2)(20頁以下)を参照のこと。

なお、「生の事実」については問題なく認定できる場合であっても、実行の着手時期や既遂時期等の評価が微妙な事案が存在し、これらは予備罪、未遂罪及び既遂罪の分水嶺であるから、検討の上、決裁資料に記載する必要がある。同様に、詐欺罪等の知能犯において被疑者の一連の行為のうち、どの部分が実行行為に該当するかとの評価が微妙な事案については、実行行為と評価される被疑者の行為を具体的に認定し、その理由付けを決裁資料に記載することが有用であろう。

なお、客観的構成要件要素該当性についてさほど問題がなくとも、主観面（故意、目的）や違法性（正当防衛等）の認定において問題がある場合、これらの検討の出発点として、あらかじめ証拠上認定できる客観的事実を整理しておくといふ。

なぜなら、主観的構成要件要素該当事実は、被疑者の自白のみならず、客観面から合理的に推認できるか、あるいは被疑者の自白が客観面と照らし合わせて合理的であるかという観点から認定されるものであり、正当防衛等の違法性阻却事由の有無も、被疑者及び被害者がどのような行為に及んだか、それによりどのような結果を生じたかという構成要件の客観面からの判断が重要だからである。

(3) 主観的構成要件要素

理論上、故意や目的等、主観的構成要件要素を認定するための直接証拠は被疑者供述（自白）であるから、主観的構成要件要素に関し、信用できる自白が存在すれば、それに依拠して認定できるはずである。

しかし、自白の信用性は、結局、客観的構成要件要素該当事実との整合性や客観証拠の裏付け等によって判断されるものである。したがって、被疑者が主観的構成要件要素につき否認する場合のみならず、自白する場合であっても、先に認定した客観的構成要件要素該当事実やその他の客観証拠に基づいて主観的構成要件要素を認定すべきである。実務上、終局処分時に故意等を認める自白が存在する事案であっても、公判において当該自白の任意性又は信用性が争われ、故意の存否が争点となることはよく見られるところであり、かかる観点からは、主観的構成要件要素につき自白が存在する事案であっても、決裁資料には、それを裏付ける主要な客観証拠等や間接事実を記載すべきである。

(4) 共犯性

第2章第4の3(4) (23頁) 参照。

(5) 違法性、責任、訴訟条件、罪数関係等

第2章第4の4及び5 (24頁以下) 参照。

違法性阻却事由や責任阻却事由の有無の認定は、構成要件該当性に比べて非典型的であるから、文献及び判例における類似事案を検索し、それら

との異同を比較しつつ検討することになる。このような検討に用いた資料のうち、有用なものはその写しを決裁資料に添付することが望ましい。

また、親告罪を起訴する場合には、告訴権を有する者による告訴期間内の告訴が存する旨、簡潔に記載するとよい。

6 終局処分・求刑

終局処分（公判請求か略式請求か）及び求刑意見を記載し、それらの根拠となった情状事実を簡潔に指摘する（26頁以下参照）。前科は、執行猶予期間中であるか、累犯であるか、数罪を起訴する場合において、それらの罪の中途に確定判決が存するかなど、求刑に法律的に直接の影響をもたらすものは当然記載し、そうでなくとも、近時の同種前科等、求刑に影響を及ぼすものは必ず記載する。

終局処分及び求刑を決する画一的基準は存在せず、これらを決するに際しては、当該事件における情状を的確に把握して評価するとともに、処分の公平の観点から、同種事案においてどのような処分及び求刑がなされてきたかについても十分な調査を行い、これら諸要素を総合して合理的な結論を導くべきである。

なお、求刑を決するに当たっては、法定刑及び処断刑並びに必要な没収・追徴の有無を必ず確認し、違法求刑とならないよう留意する必要がある。

7 その他の記載事項

前述のとおり、部制庁等、捜査主任検察官と公判主任検察官とが異なる場合、決裁資料は公判引継書としての役割をも担っている。したがって、公判遂行上留意すべき事項についても決裁資料に記載し、公判主任検察官への引継ぎを確実にすべきである。以下はその一例である。

(1) 呼出し方法や対応に特別な配慮を要する関係者の有無

これらの事項の引継ぎ漏れは、関係者の検察に対する不信感を招くとともに、公判遂行に重大な支障を来しかねないので、適切に記載する必要がある。なお、実務庁によっては、被害者等の対応に関する一覧表やチェックリストを作成することが求められており、その場合、被害者等に関する事項は、その書面に記載する。

(2) 追起訴関係

追起訴がある場合、その時期及び内容等を踏まえた上で審理計画を策定する必要があるから、決裁資料には、追起訴の有無、追起訴時期の見込み及び内容を簡潔に記載する。

(3) 共犯者関係

否認事件等、共犯者の証人尋問が見込まれる場合、公判主任検察官において共犯者の所在や審理状況を把握する必要がある。また、公判の推移に応じ、共犯者間の処分の公平を再度、検討する必要がある場合もあろう。

そこで、共犯者を不起訴とした場合、又は被疑者と共犯者とを個別に起訴した場合、決裁資料に共犯者の処分を記載する。

(4) 被疑者の特異言動、健康状態等

取調べ等において、被疑者が被害者等の関係者に対する威迫等を匂わせるような言動をすることがある。この場合、起訴後、裁判所から保釈につき意見を求められれば、被疑者の言動を理由に「不相当」との意見を述べるべきであるから、被疑者の前記言動の内容、そのような言動に至った経緯及び時期等を記載する。

また、持病のある被疑者や、勾留中に健康状態に問題を生じた被疑者は、それが悪化すれば勾留執行停止の必要が生じる場合があるから、このような事情についても適切に記載する。

その他、被疑者に特異な言動が見られた場合には、その内容等を記載する。

(5) 示談の見通し等

終局処分後に示談等が成立した場合、求刑変更の必要を生じることがあるので、弁護士等による示談交渉が進行中の場合、その進捗状況や成立の見通しを記載する。

第4 記載例

資料1 (犯人性の直接証拠あり, 自白)

決裁メモ(在宅)

主任検察官 検事 田中希美男
関与修習生 江原 理沙
同 岩塚 孝志

第1 事案の概要

A(62歳, 男性)が, スーパーで缶ビール2本(販売価格402円)を万引き。
私人(保安員)現逮→送致前釈放→在宅送致。

第2 Aの身上経歴・前科関係

高卒後, 建築作業員等を転々。現在は, 無職で生活保護により単身生活。
結婚歴はない。大阪市に弟が居住しているが, P説得しても身元引受を拒否。
H28.4に窃盗(万引き)の前科1犯(罰金20万円。納付済み)。それ以前に
窃盗(万引き)の前歴3件。

第3 Aの認否

故意を含め一貫して自白。

第4 犯人性

1 A自白以外の証拠

保安員Wが犯行の一部始終を目撃し, Aがレジを通らずに店外に出たところ
でAを確保(WPS)。W供述の裏付けは以下のとおり。

- ・WがAを確保したとき, Aジャンパー両ポケットに1本ずつ缶ビールが入っていた(本件被害品)。
- ・店内の防犯カメラ映像に犯行状況が映っている。ただし, 後ろ姿であり不鮮明であって「赤い帽子をかぶった紺色上下の人物」程度にしか識別できない。帽子と着衣は犯行当日に写真撮影済み。

2 A自白

犯行態様についてはW供述と合致。常習性につき「これまでも2~3回,
このスーパーでビールやチューハイを万引きした。」と供述。

第5 事実認定上・法律適用上の問題点

逮捕時の所持金は23円であること, 保安員に声をかけられた際, 逃走しようとしたこと(防犯カメラ), 被害品の隠匿状況から, 過失により精算を失念した可能性はなく, 窃盗の故意が認められる。

第6 情状及び求刑

公判請求(求刑: 懲役6月)

(一) 同種罰金前科から半年での再犯, 常習性あり, 監督者なし

(十) 被害額軽微, 被害品還付済み, 自白

以上

資料2 (犯人性の直接証拠なし, 自白)

決裁メモ(勾留延長満期 : H28. 10/4(火))

主任検察官 検事 東澤 弘子
関与修習生 立花 早苗
同 恒村乙次郎

第1 事案の概要

A (50歳, 女性) が, 自殺目的で, ひねった新聞紙にライターで火を付け, これを当時の自宅マンション玄関内西側に設置された下駄箱の上に置いて同玄関内西壁等に燃え移らせ, よって, 同玄関内西壁等合計約 16 m²を焼損した現住建造物等放火事件(既遂)。

第2 Aの身上等

1 経歴等

中卒。工員として稼働。S58.6月に水上浩一郎と結婚して2女をもうけたが, H12.11月に離婚し, 犯行当時は, 無職で生活保護費を受給しながら犯行場所であるマンションで単身生活。

2 前科等

H27.9月に窃盗(万引き)の罰金前科1犯(20万円, 未納)

H11~H19に詐欺(無銭飲食)等の前歴6件。

第3 捜査の端緒・逮捕に至る経緯

事件発生直後の隣人からの110番通報。逮捕までの時系列は以下のとおり。

- 2/11 0:04am : Aが110番通報し「手首を切る。死にたい。」と訴える
- 0:10am : 上記通報に応じてKがA方に赴き, Aが一人であることを確認し, 0:36am, A方を離脱
- 1:00am : 本件発生
- 1:09am : 110番通報(付近住民である神田雪子による)
- 1:13am : K現場臨場, その後消防隊現場臨場
- 1:54am : 鎮火
その際, Aは現場便所内に倒れており, 病院に搬送され, 急性一酸化炭素中毒・気道熱傷・肺炎との診断
- 3/2 : 前記病院でA任意調べ(否認。失火の弁解)
- 6/28 : A退院
- 8/16 : Aを詐欺(無銭飲食)で逮捕
- 9/2 : Aを詐欺罪で公判請求
- 9/13 : Aを本件で通逮(失火の弁解)

第4 Aの認否

自白(当初, フライパンで餃子を焼いていた際の失火と弁解していたが,

勾留9日目のP取調べで自白。全過程録音録画実施。)

第5 犯人性

1 証拠構造の概要

- (1) 放火行為そのものの目撃者等，犯人性に関する直接証拠はない。
- (2) 犯人性立証構造の骨子は
 - ア Aに犯行の機会があったこと
 - イ 第三者による犯行の可能性の否定
 - ウ Aの自白の信用性（当初弁解の不合理性を含む）となる。

2 Aに犯行の機会があったこと

出火時刻は神田による110番通報（1:09am）の直前頃と認められるところ

- (1) 出火の約33分前にAのみがA方六畳和室にいたこと
- (2) 出火の約30分後にAのみがA方便所にいたこと

が，証拠上明白（(1)は警察官現認，(2)は消防隊員現認）である。

3 第三者による犯行の可能性の否定

- (1) Aと本件マンションの住人の間では，放火の原因となるようなトラブルはなかった（二葉PS，三谷，五月，八巻及び十村の各KS）。
- (2) 犯行前の1時間に，本件マンション西隣の樹林公園前瓦施工店前の道路を通行したのは，110番通報を受けてA方に臨場したKが乗車する警ら用無線車両の往復のみであり，その他の車両や歩行者の通行は認められない（防犯カメラ）。

※ ただし，本件マンション東側交差点付近の通行状況は証拠上不明であり，この方面からの侵入者の可能性の完全な排斥は不可。

4 Aの自白の信用性（当初弁解の不合理性を含む）

(1) 自白の要旨

私は，酒ばかり飲んでいる自分に嫌気がさし，自分なんか生きていても将来いいことなんか何もないという気持ちになってきた。手首を切ろうとして包丁を持ったが，怖くて切れなかった。誰かにこの気持ちを聞いてもらいたいと思い，110番通報して「手首を切る。死にたい。」と訴えた。その後，お巡りさんが来てくれたので，気持ちが落ち着いてきた。しかし，また，死にたいという気持ちになり，とっさに火を付けて火事になれば死ぬのではないかと思い，台所にあった新聞紙をひねって100円ライターでその新聞紙に火を付けて玄関にある下駄箱の上に置いた。この新聞紙は，定期購読している「夕刊和光」である。実際に火が付くと怖くなり，煙が目やのどに入って痛く，激しくむせてせき込んだ。それで，私は，思わずトイレに駆け込んでドアを閉めた。その後の記憶ははっきりせず，気が付くと病院のベッドだった。

(2) 他の証拠・事実との整合性

ア 犯行前である2/11 0:04am Aから「手首を切る、死にたい。」との110番通報があり、これに応じてKが0:10am頃、A方に赴くと、台所の流しに包丁が1本置かれていたこと（110番通報に関する報）

イ Aの供述する方法で実際に火災が発生すること（燃焼実験に関する報）

ウ A方玄関土間西側には木製の下駄箱が設置され、その北側にはビニール傘3本が置かれ、火災発生後、同下駄箱とビニール傘はほぼ原型をとどめないまで焼損し、その周辺には焼損した木片やガラス片、焼損した靴が散乱していたこと（焼損面積に関する報、実、水上小春（Aの長女）PS）

エ 平日夕刻、A方に「夕刊和光」が定期的に配達されていたこと（新聞購読等に関する報）

オ 消火活動時である1:39am、AはA方便所で洋式便器に覆い被さるようにして発見されたこと（消防隊員からの事情聴取に関する報）

カ 火災後、Aが病院に搬送された際、ライターを所持していたこと（ライター領置に関する報）

キ Aは、火災後搬送された病院で、急性一酸化炭素中毒・気道熱傷・肺炎と診断され、肺炎は、煤煙等を吸引したことによる炎症であること（医師からの事情聴取に関する報）

5 当初弁解の不合理性

Aは、当初、犯人性について積極的に否認せず、失火である旨の弁解をしていたが、それが信用できないことは後述のとおりである。

第6 事実認定上・法律適用上の問題点

1 犯行時刻の特定

Kが火災後である1:13am頃に臨場した際、A方玄関西側辺りで地上高30cm位の炎が上がっていた事実が認められ、同事実及びA自白を踏まえて実施した燃焼実験の結果、ひねった新聞紙が燃えて下駄箱や化粧合板に燃え移り、更に下駄箱横のビニール傘にも燃え移って地上高30cm程度の炎になるのに11分程度要することが判明した。したがって、放火時刻は2月11日午前1時頃と特定した。

2 故意

(1) 失火の弁解の信用性

Aは当初、「台所でフライパンで餃子を焼く途中、トイレに行った。トイレから出てみると、煙が充満していた。」と失火である旨の弁解をしていたが、玄関の下駄箱付近が激しく焼損しているのに対し、台所には大きな焼損はないことに照らし、信用できない。

Aは、かかる弁解を繰り返した後、台所の焼損状況の写真を見せられ、

これ以上、うそはつけないとの理由から自白に転じたのであり、この供述の変遷によって前記自白の信用性が否定されるものではない。

(2) 建造物焼損の認識・認容

(略)

3 責任能力

(略)

第7 情状及び求刑

1 情状

- (一) ・自殺目的で放火に及んでおり、動機は短絡的
 - ・A以外5名が就寝中の集合住宅に放火しており、危険性大
 - ・焼損面積は約16㎡であり、その修繕費用約240万円の弁償なし
 - ・所有者である大川進をはじめ近隣住民は嚴重処罰を希望
- (+) ・ガソリン等の揮発油は使用せず、単純な放火方法
 - ・飲酒の上での犯行で計画性までは認められず

2 求刑

追って⁴⁵ ※ 押収に係るライター1個は没収しない(A所有のライターは複数あり、Aは、どのライターを使用したか記憶が定かでないため)

第8 その他参考事項

別件詐欺事件(無銭飲食)の追送致を予定(10月初旬頃)。なお、Aについては、前記窃盗罪による罰金20万円が未納であり、追って労役場留置の予定(担当:当庁徴収担当紙谷検務専門官【内線22XX】)。

以上

⁴⁵ 別件詐欺事件の追送致が予定されているため、求刑は追って決定することとした。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。